



聖公会  
ローマ・カトリック教会  
国際委員会

# 最終報告

聖公会—ローマ・カトリック教会日本委員会訳

聖公会 — ローマ・カトリック教会国際委員会

最 終 報 告  
THE FINAL REPORT

聖公会 — ローマ・カトリック教会日本委員会訳

## まえがき

教会一致を推進するにあたって、その中心の課題は、教義上的一致に到達することである。兄弟愛の立場からお互いに接近し合うことと並行して教義上の解明をすることが大切である。このためにローマ・カトリック教会と東方教会・聖公会・ルーテル教会・メソジスト教会などの間で教理上的一致を見いだすために合同委員会が開かれている。ローマ・カトリック教会と聖公会との間では1967年、マルタで合同準備委員会が開かれ、一致のために、どうしても合意に達しなければならない三つの領域「ユーカリスト」「奉仕職（ミニストリー）」「教会における権威」の共同研究が提案された。

この提案に基づいて、パウロ六世とカンタベリーのラムゼー大主教によって任命された国際委員は共同の研究に従事し、その結果、1971年に「ユーカリスト」、1973年には「奉仕職（ミニストリー）」、1976年には、「教会における権威」の教理に関する英文の合意声明を発表することができた。

しかし「権威に関する合意声明」の24項で指摘しているように、この合意声明では教会における権威、とくに首位権の基礎的原理に関して合意をあらわしているが、教皇権に関しては意見のくい違いが残されていた。このくい違いを埋めるため詳しく検討してできあがったものは1981

年に発表された「教会における権威に関する合意声明Ⅱ」である。これらの合意声明は委員会レベルのものであって、両教会が公式に承認したものではないが、両教会の権威によって公式に任命された委員によってできあがった教義上の合意声明であるだけにエキュメニズムにおける意義はすこぶる大きい。

日本においても、カトリック教会と聖公会との一致のための合同委員会が公に発足し、1972年4月29日、東京カトリック神学院哲学部において、第一回の会合が開かれ、種々の研究発表もあったが、「ユーカリストの教理に関する合意声明」の日本語訳をこの委員会の手で行うことが決定された。その後「奉仕職」にもとりくみ、1980年3月には「権威」をも訳了し、この三つの文書を一冊にして出版した。

しかし「権威に関する合意声明Ⅱ」はこの出版の後で発表されたものであるので、日本の合同委員会はこれをも翻訳することを決議して今年完了した。英文の最終報告書には、ユーカリスト・奉仕職・権威Ⅰ・権威Ⅱの合意声明の他にもこの合意声明の基礎をなす、教会をコイノニア（交わり）としてとらえた序文やユーカリスト・奉仕職・権威Ⅰに対する批判解説をも含んでいるので、これも翻訳した。

この三つの合意声明の訳業は、単に翻訳が完成したということに止まらず、このような共同作業を通じて一つの語句にもあらわれている両教会の伝統の相違をお互いに認識し、その原点をさぐり合い、相互の教義理解の上に大いに役立ったものと信じる。さらにこのような会話を通じて克服することのできない教義上の相違が両教会の中に存在しないのではないかとの希望をもつことができた。

この合意文書が両教会の教義上の接点となり、一致のための前進を約束するものとなることを希望する。またこの訳書が日本における両教会の一致のための懸け橋となることを祈り求めるものである。

1984年4月22日

主の復活の主日

司 教 伊 藤 庄治郎

主 教 渡 辺 政 直

# 目 次

最終報告の前書き .....	1
序 論 .....	6
ユーカリストの教理	
1971年 於ウィンザー .....	11
ユーカリストの教理・解明	
1979年 於ソールズベリー .....	21
奉仕職と聖職叙任	
1973年 於カンタベリー .....	33
奉仕職と聖職叙任・解明	
1979年 於ソールズベリー .....	48
教会における権威Ⅰ	
1976年 於ベネチア .....	57
教会における権威Ⅰ・解明	
1981年 於ウィンザー .....	83
教会における権威Ⅱ	
1981年 於ウィンザー .....	95
結 び .....	119

## 付 錄

委員会の会議記録	122
委員名簿	130
マルタ報告書—聖公会—ローマ・カトリック教会合同準備委員会	
1968年1月2日	133
共同声明 1966年3月24日	144
共同声明 1977年4月29日	146
教皇ヨハネ・パウロ二世とカンタベリー大主教ランシーの共同声明	
1982年5月29日	151

## 最終報告の前書き

以下の報告は、1976年1月9日にイタリアのガッツァーダで始まった作業の成果である。教皇パウロ六世とカンタベリーのマイケル・ラムゼー大主教が1966年3月ローマで会合した際に出した共同声明の中で表明した共同の決定の成就として、合同準備委員会がそのガッツァーダで会合を開いた。その委員会は一年たらずのうちに三回会合し、報告を作成した。その報告は、ローマ・カトリック教会と聖公会との間に大幅な意見の一一致が存在していることを示し、また歴史に由来するいくつかのくい違いが今なお見られることを指摘し、さらにこれらのかい違いに関する、真剣な対話を含みながらそれだけにとどまらない「共に成長する」ための具体案の概要を作成した。この報告は、過去の過ちに関しては痛悔を、現在受けている様々な恩恵のためには感謝を宣言し、一つの有機体としての完全な一致の回復をわれわれが共に目指している将来に向かって進むことが緊急の責務であることを宣言し、その将来に向かって努力する決意を表明した。

その報告は、1968年6月に出されたベア枢機卿の書簡と、その二、三週間後のランベス会議とによって、実質的に承認された。1970年1月、ここで公にする最終報告の署名者たちが初めて「聖公会——ローマ・カトリック教会国際委員会」として会合を開いた。準備委員会の八人の委員が新しい委員会の委員として再任された。

この前書きの目的は、聖公会——ローマ・カトリック教会国際委員会の目標と方法を簡潔に説明することである。その目標と方法は、われわ

れ自身の経験に照らし、またわれわれの二つの教会の中での——いくつかの面で急速な——発展に照らして十二年間の経験の間に成熟してきたものである。この成熟過程において、われわれは受けた批判に答えることによって、また教会一致を目指して行われつつある様々の対話に注目することによって、助けられた。

われわれは初めから、受けた委任に従って、またフィリピ人への手紙3章13節の「うしろのものを忘れ、前のものに全身を向けつつ」という精神に従って、今日あるがままの互いの信仰を発見すること、過去の論争を永続させる手段としてではなく、理解を深めるためにのみ、歴史を考慮することを決意した。この決意を実行に移し、われわれは前進しながら学んだ。すでに1970年にわれわれの三つの主要な論題についての予備文書において、それらの各々が「教会」と結びつけられた。われわれはこの見方をずっと持ち続け、この前書きに続く文章でもそれを表明している。すなわち、本書の初めに教会を取り扱う序論を置き、その序論をコイノニア（交わり）の概念に基づかせた。「ユーカリストの教理」（ウインザー、1971年）と題する声明の中で、「双方の教会の内部にあるいろいろな神学的立場」と両立する「実質的合意」に至ったと、あえて主張した。「奉仕職と聖職叙任に関する声明」（カンタベリー、1973年）の序文において、「われわれがここで述べたことのなかに、聖公会とローマ・カトリック教会は、両教会の信仰を確認するであろう」という信念を、われわれは表明した。

権威についての二つの声明の第一のもの（教会における権威Ⅰ、ベネチア、1976年）の中で、われわれは自分たちの目標と手段について、もっと

詳しく語り、もっと進んだ意識を明らかにした。「われわれ両教会の歴史上の分裂が不幸にして起こったのも、まさに教皇首位権の問題をめぐつてのことであった」から、「この文書を読むためにも、またわれわれが追求してきた方法を理解する上でも重要な」、「理想と現実の違い」（権威I、序文）に言及した。われわれ双方の伝統に属する神学者たちの方法と見地がますます接近してきたことを認めながら、われわれは過去の論争で使われた感情的な表現を避けたことを強調し、またわれわれ双方が認めているように、新しい時と状況が、常に求める教理の再表現を、相共に追求することを強調した（権威I、25項）。結びにおいて、われわれの諸声明が「生活、礼拝、使命遂行において一層密接な協働」を要求するのに十分な、信仰の点での一致を表すものであるかどうかを考察するよう、われわれの権威筋を招いてもよいと、われわれは判断した。

これに対する一つの暫定的な反応は、二、三か月後教皇パウロ六世とカンタベリーのドナルド・コガン大主教の「共同声明」であった。その声明は大主教が1977年4月にローマを訪問したときに発表されたものである。「信仰とサクラメントにおける完全な交わりの回復」という、われわれが初めの声明から明らかにした意向の表示を繰り返して、教皇と大主教は、「この交わりを回復するようにわれわれが召されていることは、キリスト者としての崇高な使命と同じものである。というのは、キリスト者は交わりに召されている者だからである」（ヨハ1：3参照）と宣言した。教皇と大主教の共同声明のこの文面（8～9項）は、われわれの出した諸声明の中心テーマを非常にはっきりとは認したものであり、われわれの交わりがまだ不完全であるとはいえ、その交わりが「世に対

## 最終報告の前書き

するわれわれの証しの中心である」ことを強調している。「われわれの分裂はこの証しの妨げとなる。しかし、われわれが共に旅しうる道をことごとく閉ざしてしまうのではない」。換言すれば、本委員会の諸声明を貫く理念であるコイノニアは、静的概念ではなく、前方への発展と完成を要求するものである。われわれはそれからほとばしり出る帰結をことごとく受け入れなければならない。

権威筋からのこのような激励に対しては、われわれを批判してきた人々のうちの多くの者から反響があった。われわれはそれらの批判を、励ますものもそうでないものも含めてすべて、われわれの対話によって引き起こされた興味を示すもの、また自分の見解をいっそ明らかに表すのを助けるものとみなして評価した。われわれは自分の見解をいっそ明らかにすることを、二つの解明（ソールズベリー、1979年とワインザー、1981年）において試みた。

「教会における権威Ⅰ」の24項は、われわれが「教会における権威、ことに首位権の基礎的諸原理に関する」合意が大幅なものであるが、教皇権に関してはあいかわらず意見のくい違いが残ったことを明らかに述べた。そのくい違いをいっそう詳しく検討することが、それ以来われわれの主要な作業となった。その作業の成果は、今初めて公にした「教会における権威Ⅱ」（ワインサー、1981年）という合意声明である。この最終報告の中に載せられた文章の大部分はすでに以前に出版されたが、われわれはこの最終報告が全体として読まれ、個々のセンテンスや個所が全体の文脈から切り離してとらえられることがないよう希望している。

われわれ双方の教会の中ではますます多くの人々が、第二バチカン公会

議の「エキュメニズムに関する教令」の中で述べられている次のことを認めるようになったと確信している。それは、「真の意味のエキュメニズムは、内的な回心なしにはあり得ない。事実、新しい心、自己放棄、豊かな惜しみない愛から一致への望みが生まれ、成熟する」（「エキュメニズムに関する教令」7項）ということである。

もちろん、われわれが仕事をしてきた十二年あまりの間に受けた批判のすべてが好意的なものばかりではなかった。われわれは自分の仕事の限界をよく知っている。すなわち、われわれは自分の仕事が神の民への奉仕であり、その民から受け入れられることを必要とするのことを知っている。

しかしそれには今、どの時とも同じく、1977年の教皇パウロ六世とコガン大主教の共同声明の末尾に述べられたことを繰り返すのに十分な理由がある。

「キリストに結ばれるために洗礼を受けるということは、希望と結ばれるために洗礼を受けるということである。『その希望は、わたしたちを欺くことがありません。わたしたちに与えられた聖靈によって、神の愛がわたしたちの心に注がれているからです』（ロマ5：5）。キリスト者の希望は、慎重ではあるが同時に勇気をもった祈りと行動の中に示される。われわれは自分自身で誓い、またローマ・カトリック教会と全聖公会の信仰者にわれわれの共通の主にある和解と一致のこの希望を持って勇ましく生き、また働くことを奨める」。

## 序 論

1. われわれの二つの教会は四百年以上も分裂したままである。教理上の重大な相違を含んでいるこの分裂は、神学上の論争と相互の不寛容によっていっそう深刻になった。この論争と不寛容は生活の多くの分野に入り込み、影響を及ぼしてきた。それにもかかわらず、われわれの一一致は、分裂によってそこなわれたとはいえ、壊滅させられたわけではない。われわれは唯一の真の神に対する同じ信仰を宣言しているし、同じ聖霊を受けており、同じ洗礼を受けたし、同じキリストを宣教している。
2. われわれ双方の教会の間で論争の焦点とされたのは、ユーカリスト、聖職叙任による奉仕職の意味と機能、教会における権威の本質と執行の問題である。われわれはまだ互いに完全に交わってはいないが、本委員会が成しとげたことにより、われわれを分離させてきたこれらの問題に関して実質的合意に達することが今や可能であると確信するに至った。
3. これらの合意声明を作成するにあたって、われわれは困難を逃避することではなく、むしろ過去の討論でしばしば使われてきた論争的な表現を避けることに気をくばった。われわれは互いを分け隔ててきた諸問題を真剣に受けとめ、われわれの共通の遺産、とりわけ聖書を再検討することによって解決を捜し求めた。
4. 合同準備委員会の報告がわれわれに考察することを求めた題材はすべて、教会の真の本質にかかるものである。われわれのすべての声

明の根底にあるのは、コイノニア（交わり）という概念である。キリスト教の初期の伝統の中で、コイノニアの経験に関する考察が、教会の秘義の理解への道を開いた。コイノニアは新約聖書の中で「教会」と決して同一視されていないが、新約聖書に現れる教会についての種々のイメージのもとにある秘義を、もっとも適切に表現する語である。たとえば教会が新しい契約の氏とかキリストの花嫁とか呼ばれるとき、その文脈は何よりもまず交わりのそれである。神殿、新しいエルサレム、王的祭司職のようなイメージが制度的面を暗示するとはいえ、それらのイメージの第一の目的は、教会がキリストによる救いにあずかるという経験を描写することである。教会がキリストの体、神の家族、聖なる民と呼ばれるときには、強意点は、その肢体間の関係と共にその肢体とかしらであるキリストとの関係にも置かれている。

5. 聖靈を通してキリスト・イエススにおいて神と一致することは、キリスト者のコイノニアの核心である。新約聖書の様々な文脈で使われているコイノニアという語の種々の用法のうちで、同一のものに入びとがあずかることから来る人格間の関係を意味するものを（ヨハ1：3参照）、特に吟味しておこう。神の子はわれわれの人間性を受け取り、自分の靈をわれわれに遣わした。この靈は、われわれも神を「アバ、父よ」（ロマ8：15；ガラ4：6）と呼ぶことができるほど真実に、われわれをキリストの体の肢体とするのである。そのうえ、われわれをキリストの同じ体の肢体とし、同じ御父の養子とされた者にする同じ聖靈にあずかることにより、われわれはさらに互いに全く新しい関係で結ばれているのである。キリストにおけるわれわれの神とのコイノニ

アから、相互のコイノニアが生ずる。これは教会の秘義である。

6. このコイノニアというテーマは、われわれの諸声明の全体を貫いている。われわれはそれらの声明の中で、ユーカリストをコイノニアの効果的しとして、監督職をコイノニアに奉仕するものとして、首位権をコイノニアの目に見えるきずなと焦点として示した。「ユーカリストの教理」に関する声明はユーカリストを、キリストがそれによって自分の体のコイノニアのうちに自分の民を築きあげ育てるところのキリストのサクラメントとして見ている。ユーカリストによってこそ洗礼を受けたすべての者はコイノニアの源と一致させられる。キリストは人類の中の隔てる壁を取り壊したかたである（エフェ2：14）。キリストは自分の父である神のすべての子らを一つに集めるために死なれたかたである（ヨハ11：52；17：20以下参照）。

「奉仕職と聖職叙任に関する声明」は監督職がただコイノニアに奉仕するためにのみ存在することを明らかにしている。ユーカリストの祭儀を主宰する聖職に叙任された奉仕者は、ご自身の民を集め、ご自身の体と血を民に与えられるキリストご自身を表すしである。その奉仕者が説く福音は一致の福音である。みことばとサクラメントの奉仕を通してこそ、キリストの体を築くために聖靈が与えられるのである。民の全体が教会の共同の生活を豊かにするために受けた靈の賜物をその民が使うことができるようには、監督職を行使する人びとの務めである。共同体が相互愛と他者への関心をもってキリストの掟を守るようにするのも、彼らの務めである。和解を受けた教会共同体に奉仕するために、和解のための奉仕職が授けられたのである

(Ⅱコリ5:18)。

「権威」に関する二つの声明の中で、本委員会は首位権について論じながら、それを、コイノニアの中で監督職を行使するすべての人の間の必要なきずなとして見ている。福音の奉仕者は皆、互いに交わり合うことが必要である。なぜなら、唯一の教会は諸地方教会の交わりだからである。奉仕者たちは皆、使徒的信仰の点でも一致していることが必要である。コイノニアのうちの焦点としての首位権は、奉仕者たちが教え行うことが使徒たちの信仰に合致していることを保証するものである。

7. コイノニアとしての教会は、神の救いの働きのサクラメントであるべきであるから、目に見える方法で表現されることを要求する。サクラメントはしるしであると共に道具でもある。コイノニアは、神がキリストにおいて目指したことが世界の中で恩恵によって実現されることのしるしである。そのコイノニアはまた、福音の真理を宣言し生活によってそれを証しし、こうして神の国の秘義にいっそう深く入り込むものとして、その神が目指したことを実行するための道具でもある。共同体はこのようにして、神によって目指されたその将来の姿を前もって示す。

8. このコイノニアは、宣教され、信じられ、従われる神のことばを基礎としている。このことばを通して、救いをもたらす神の働きが宣言される。時が満ちて、この救いは受肉した神のみことばであるイエスス自身において実現された。イエススは従順を旨としたご自分の生涯の頂点である死と復活の実りを弟子たちが聖靈を通して受けるように、

また救いの告知者になるように、彼らを育てられた。新約聖書は共同体が信仰及び改心と不可分な洗礼によって設立されるということ、共同体の使命が神の福音を宣言することであるということ、さらにその共同の生活がユーカリストによって維持されるということを明らかに示している。これはいつまでもキリストの教会のためのハターンである。教会は、イエスス・キリストを信じ、神の恩恵によって正しい者とされた人びとの共同体であるから、教会とは神と、また互いと、和解させられた人びとの共同体である。教会はまた、福音の宣教によって、神がいつくしみ深く提供される救いを全人類にもたらすために召されたものであるから、和解させる共同体でもある。

9. キリストは、ご自分の弟子たちが一つになることを望み、そうなるように祈られた。同じ神のことばを受け入れ、同じ靈のうちに洗礼を受けられた人びとは、キリストに対して不従順にならない限り、分裂の状態に甘んじるわけにはいかない。一致は教会の本質に属するものである。また教会は目に見えるものであるから、その一致も目に見えるものでなければならぬ。サクラメントと奉仕職を互いに承認し合うことなしには、またコイノニアに奉仕する監督団と一致した全教会的首位権者を共に受け入れることなしには、われわれの二つの教会の間に目に見える完全な交わりを実現することはできない。

# ユーカリストの教理

## 共同議長による序文

次の合意声明は、国際委員会の過去2年にわたる考究と討議から生まれたものである。その結果として、われわれ委員の間に、ユーカリストの教理の本質的な諸点で合意に達したという確信をもつに至った。われわれはまた同時に、この主題について十分包括的な扱いをしようとは試みなかつたが、しかし本質的な点については何一つ省略されていないものと確信している。この声明はわれわれの公的な権威筋に提出済みであるが、その承認はそれぞれの教会が時間をかけて評価した上でなければならぬことは明らかである。

われわれは、この声明に署名した当委員会の委員が正式に任命されたものであり、広範囲にわたるいろいろな神学的背景を代表して多くの国から参集したものであることを指摘したい。われわれの意図したところは、この声明の示す範囲内で「これがユーカリストについての基督教信仰である」と全員が言い得るような信仰上の共通理解に達することであった。

1971年9月

共同議長

主教 H. R. マックアドゥー

司教 アラン C. クラーク

# 声 明 (1971年)

## 序 論

1. 教会の歴史の過程において、ユーカリストのキリスト教的理解を表現する上で、いくつかの伝統が発展してきた。〔例えば、ユーカリストをあらわすものとして、いろいろな呼びかたが習慣的になつた。即ち主の晩餐（lord's supper）、典礼（liturgy）、聖なる秘義（holy mysteries）、聖なるつどい（synaxis）、ミサ（mass）聖餐式（holy communion）である。そして、ユーカリストが最も広く受け入れられた用語となつてゐる〕。両教会の有機的一致に至る過程での一つの重要な段階は、ユーカリストの目的と意味について実質的な合意を持つことである。われわれの意図するところは聖書の教えならびにわれわれが共通に受け継いでいる伝統と調和するユーカリストの現実をより深く理解しようと努め、またわれわれが到達した意見の一一致をこの文書で表明することにほかならない。
2. イエス・キリストの生と死と復活を通して、神は人間をご自身に和解させ、キリストにおいて全人類に一致を与えたもう。みことばによつて、神はわれわれを新しい関係に招き入れたもう。即ち、ご自分をわれわれの父とし、われわれを相互に神の子としたもう。そして、この関係は、聖霊を通してキリストにつながる洗礼によって始められ、ユーカリストを通して養い深められ、同一信仰の告白と愛の奉仕の共同生活とによって表現されるのである。

## I. ユーカリストの秘義

3. 神の民が、われわれの贖罪のための神の救いのみわざを記念するためにユーカリストに集まるとき、キリストはわれわれの間にご自身の勝利の永遠の恵みを実効あらしめ、信仰と感謝と恭順というわれわれの応答を引き出し、また新たになしたもう。キリストは、ユーカリストのなかで、聖霊を通して教会の生命を育て、その交わりを強め、かつ教会の使命を推進したもう。教会がキリストの体そのものであることは、教会がキリストの体と血を中心とし、またこれにあずかることによって表現され、同時にまた実効を伴って宣言される。ユーカリストの行為全体を通し、またパンとぶどう酒を通して与えられるキリストのサクラメント的現存において、またそれによって、十字架につけられよみがえりたもうた主は、約束どおり、その民にご自身を与えたもうのである。

4. ユーカリストにおいて、われわれは、主がこられるまで主の死を告げ知らせる。来たるべき神の国をあらかじめ味わいつつ、われわれはキリストがわれわれのために為したもうたことを感謝のうちに回顧し、われわれの間に、今いますキリストにまみえ、ついにみ国が満つるとき、現れたもう主を待ち望むのである。 その時には「御子自身もまた、万物を従わせたそのかたに従うであろう。それは、神がすべての者にあって、すべてとなられるためである」(Iコリ 15: 28)。 同じ主の招きによって、同じ食卓をかこみ、この共同の食事をするとき、また「一つのパンを共にいただく」とき、われわれはキリスト及びお互

に対してばかりでなく、この世における教会の使命に対しても挺身することにおいて一つである。

## II. ユーカリストとキリストの犠牲

5. キリストの贖罪の死と復活は、歴史においてただ一度起こった。キリストの十字架上の死は、服従の全生涯の頂点であって、世の罪のための唯一にして完全かつ十分な犠牲であった。そのキリストによってただ一度なしとげられたことには、いかなる繰返しも付加もあり得ないものである。キリストの犠牲とユーカリストのつながりを表現するいかなる場合も、キリスト教信仰のこの基本的事実をあいまいにすることはあってはならない。<sup>1</sup>しかし、神は、十字架上におけるキリストの救済のわざが宣言され、またそれが教会の生活のなかで有効に働くための手段として、ユーカリストを教会にお与えになった。キリストの時代に過越の祭りにおいて理解された記念という概念、即ち、過去の出来事を現在において実効あるものとするという概念は、キリストの犠牲とユーカリストの関係をより明白に理解させる道を開いた。ユーカリストの記念は、決して単に過去の出来事またはその意義を想起させるだ

---

1. 初代教会は、キリストの死と復活を表現するにあたって、犠牲という用語をしばしば使用した。ヘブライ人にとって、犠牲は神との交わりの伝統的な手段であった。例えば、「過越」は共同の食事であり、「贖罪の日」は本質的に贖いであり、契約は神と人との間に交わりをうち立てた。

けのことではなく、神の力あるみわざについての教会の実効的な宣言である。キリストは、ユーカリストをご自身においてなされた神の利解の行為全体の記念（*anamnesis*）として制定したもうた。ユーカリストの祈りにおいて、教会はキリストの死を永久に記念しつづける。そして、神とまた相共にも結ばれたキリストの肢は、そのすべてのあわれみを感謝し、全教会のためにキリストのご受難から来る恵みをこいねがい、これらの恵みにあずかり、そして、キリストのなしたもう自己奉獻の運動に合流するのである。

### III. キリストの臨在 (presence)

6. ユーカリストにおけるキリストとの交わりは、この秘義においてキリストの体と血になるパンとぶどう酒によって有効に示されるキリストの真の臨在を前提とする。<sup>2</sup> しかし、キリストの体と血の現存 (the real presence) は、みずからに属する者たちにご自身を与え、またご自身において利解・平和・生命をお与えになるキリストの贖罪のわざ

2. 「実体変化」( transubstantiation ) という語は、ローマ・カトリック教会の慣用では、神がユーカリストのなかで働き、パンとぶどう酒の実体 ( inner reality ) に変化を起こすという意味である。この用語はキリストの臨在ならびにそこに起こる秘義的・根本的変化の事実 ( fact ) を肯定するものとして見られなければならない。現代のローマ・カトリック神学では、この語がいかにして (how) この変化が起こるかを説明するものとは理解されていないのである。

## 声明

全体との関連のなかでのみ理解されるものである。一方において、ユーカリストの賜物は、キリストの死と復活という過越の秘義からほどばしり出るものであって、そこでは既に神の救いの目的が決定的に実現されている。また他方において、その目的は十字架につけられよみがえりたもうたキリストの生命を、その体である教会に伝達し、それによってその肢はキリストと、また相~~互~~に、より一層結び合わされるのである。

7. キリストはいろいろな仕方でユーカリストの祭式全体のなかに臨在し、また働きたもう。宣言されたみ言葉によってご自分の民を食卓に招きたもう主も、司式者を通してその食卓で主宰したもう主も、またご自身の過越の犠牲の体と血においてサクラメント的にご自身を与えたもう主も、みな同じ主である。このようにユーカリストのしるしをもってご自身を特別な賜物として教会に与えたもうかたは、父の右に座し、したがってまたサクラメントの次元を超越する上にほかならぬ。

8. サクラメントにおける救い主の体と血は、信仰者への賜物として臨在し、信仰者が喜びを迎えることを待つものである。この賜物が信仰によって迎えられるとき、生命を与える出会いとなるのである。信仰を通して、キリストの臨在は—それが教会に対する主ご自身の真実の賜物となるためには、個人の信仰に依存しないのであるが—もはや単に信仰者にとっての（for）臨在というだけではなく、信仰者と共にある（with）臨在となる。このように、ユーカリスト的臨在の秘義を考察するに当たっては、われわれはキリストの臨在のサクラメント的な

しるしと、その臨在から生じるキリストと信仰者との間の人格的関係との双方を認めなければならない。

9. 最後の晩餐における「取って食べよ、これはわたしのからだである」という主のみ言葉は、臨在の賜物とサクラメント的排領の行為とを分離することを許さない。パンとぶどう酒は単なるしるしではなく、キリストの体と血が真に現存し、真に与えられるのである。しかし、それらが真に臨在し、かつ与えられるのは、信仰者たちがそれらを受けて、主なるキリストとの交わりにおいて互いに結び合わされるためである。

10. 典礼の伝統的な順序に従えば、聖別の祈り（*anaphora*）に信仰者の陪餐（排領）が続く。この感謝の祈り、すなわち父に向かって発せられる信仰の言葉を通して、パンとぶどう酒は聖靈の働きによってキリストの体と血になり、こうしてわれわれは陪餐においてキリストの肉を食しその血を飲むのである。

11. このように聖靈の力によってその民に来られる主は、栄光の主である。ユーカリストの祭式においてわれわれは来たるべき世の歓喜を今味わうのである。神のみ靈の変革の働きによって、地上のパンとぶどう酒は天のマナと新しいぶどう酒となり、新しい人のための終末論的な饗宴となる。第一の創造になるパンとぶどう酒は新しい地の保証となりまた初穂となるのである。

## 結び

12. われわれはユーカリストの教理について、実質的な合意に達したと信じる。われわれは、みなユーカリストに関する信仰を表現しました実践してきたそれぞれの伝統的な仕方に影響されているけれども、もし見解の相違が残っているとしても、それらはここに確立された諸原則によって解決され得ると確信する。われわれは双方の教会の内部にいろいろな神学的立場のあることを認める。しかし、われわれの任務は過去における教理上の相違を越えて共に前進する道を見いだすことであると考えてきた。われわれの望むところはユーカリストに関する信仰について到達した合意に照らし、もはやこの教理がわれわれの追求する一致の障害にならないということである。

## 解 明（1979年）

1. 合意声明が刊行されるごとに、本委員会は論評や批判を求め、また受理してきた。この「解明」は、「ユーカリストの教理」（ワインザー、1971年）に関して取り上げられたいくつかの点を、そのような論評と批判を送ってくださったかたがたに対して説明するものである。

### 実質的合意

2. 本委員会は、ユーカリストに関するすべての問題を取り扱う論文を提出するよう求められたのではなく、過去の論争の中でわれわれ二つの教会の見解が分かれていた相違点を精査するというだけのことであった。本委員会の目標は、今日われわれがユーカリストについての信仰の点で実質的合意を発見できるかどうかを調べることであった。その「実質的」合意という表現が何を意味するかという質問が出された。その意味は、合意声明が委員全員の意見を表している——すなわち合意である——だけではなく、「教理上の相違があつてはならないと考えられるような本質的な事柄に関する」（「奉仕職」17項）全員一致の合意を表している——すなわち実質的合意である——ということである。委員たちが一致して確信しているのは、「もし見解の相違が残っているとしても、それらはここに確立された諸原則によって解決され得る」（「ユーカリストの教理」12項）ということである。

## 論評と批判

3. 本委員会が受け取った多くの論評と批判の代表的なもの、委員会が特に重要と判断したものは、下記のようなものである。

キリストの犠牲が本質上「ただ一度」行われたということは合意声明の中で画然と主張されているにもかかわらず、ある人びとは、アナムネシス（記念）という用語はキリストが繰り返し犠牲にされるという説をひそかに再導入することになるのではないかという危惧を未だに感じている。他の人びとは、この言葉は歴史上の救済のできごとだけではなく、天上における永遠の犠牲をも指すのではないかと疑っている。また他の人びとは、アナムネシスという言葉が、ユーカリストについての伝統的な犠牲を意味する用語によって表されてきた内実を十分に表現しているのであろうか、との疑いを抱いている。さらに、アナムネシスに関する本委員会の解釈が正確かつ適切であるかどうかが問われてきた。

ある批評家は、キリストの現存を、現実的に表している合意声明の表現に不満を抱いており、「になる」とか「変化」というような言葉に疑惑を抱いている。他の人びとは、合意声明において、ユーカリストにおけるキリストの臨在の永続性が十分に認められているかに疑問を持ち、そこから聖体保存とそれに関連する信心について討議してほしいと要請してきている。同様に、信受者主義（レセプショニズム）に対する本委員会の態度を明確にしてほしいとの要請もある。

4. これらの批判の背後には、未解決の相違点を回避するような新しい

神学用語を本委員会が使って來たのではないかという、深い、しかしながらしばしばはっきりは表現されていない危惧の念がひそんでいる。この危惧と関連して、本委員会によって言わわれている合意の性質そのものが更に問題にされる。すなわち、委員会の言葉遣いが（意図的にか、あるいは無意識的に）あいまいであり、両教会の信仰者が実際には本当の意見の一致に達していないのに、合意声明の中から各自自分が信じていることの表現を読み取ることができるような言葉を用いているのではなかろうか、と。

## アナムネシスと犠牲

5. 本委員会は、アナムネシスという用語を用いたということで批判を受けている。委員会がこの語を選んだのは、この言葉が、最後の晩餐の際にユーカリストが設定されたことを伝える新約聖書の記事の中で用いられているからである。

「わたしの記念（アナムネシス）としてこのように行いなさい」（イコリ11：24～25、ルカ22：19）。

この用語は、二世紀の殉教者ユスティノスの著作の中にも見いださる。最後の晩餐について彼は次のように書いている。

「イエスはパンを取り、感謝したあとと言われた、“わたしの記念（アナムネシス）として、このように行いなさい。これはわたしのからだである”。また同様に杯を取り感謝して言われた、“これはわたしの血である”」（「第一弁証論」66項、「トリフォンとの対話」117項も参照のこと）。

この時代以降、この用語は東方・西方両教会のユーカリストの祈りの正に核心の部分に見いだされ、ただ単に制定の物語の中だけではなく、それに続く祈りの中でも、またその他の箇所において見いだされるのである。例えば、聖ヨアンネス・クリソストモスの典礼、ローマ・ミサ典書の第一の奉獻文、1662年英國聖公会祈祷書の聖餐式文、英國聖公会併用祈祷書（1980年）式文AならびにB。

この言葉は、また教父時代とそれ以後の神学の中にも見いだされる。トリエント公会議は、十字架の犠牲とユーカリストの関係を説明する中で、*commemoratio*（記念）とか *memoria*（記憶）ということばを用いている（22会期、1章）。聖公会祈祷書（1662年）の中で、公会問答が述べているのは、主の晩餐のサクラメントは「キリストの死のいけにえと、それによって受ける恵みを常に記念させるため」に定められたということである。この用語が現代の神学の中でしばしば用いられているということを、「一つの洗礼・一つのユーカリストならびに相互に認められた奉仕職」（信仰職制委員会報告書、73）や「ローマ・ミサ典書の総則」（1970年）は良く示している。

ただ一度行われ永久に有効な救いのできごとが聖靈の働きによって現在効果をもたらすという、サクラメントの現実に対する伝統的理解が、アナムネシスという言葉で良く表現されていると本委員会は考えている。本委員会はアナムネシスという語をこのような意味で用いている。この意味は、この用語のセム族的背景を十分に生かしていると思われる。さらに、この言葉によって、われわれはサクラメントが現実的なものであるという強い確信を表し、サクラメントを単なる象徴

とみなす考え方を斥けることができる所以である。しかし、本委員会がこの言葉を選択したということは、ユーカリストに関するわれわれに共通な信仰が、その他の用語によって表現し得ないという意味ではない。

贖いというキリスト教の教理を説明する中で、犠牲という言葉は、緊密に相連関する二つの意味で用いられている。新約聖書では犠牲を意味する用語は、先ずわれわれに対するキリストの救いのみ業の歴史的なできごとを指すが、教会の伝承では、諸典礼などが示しているように、これに類似する用語を、この歴史的できごとのアナムネシスを指すものとしてユーカリストの祭儀の中で用いた。したがって歴史的な意味でただ一つの繰り返しのきかない犠牲があるだけであるということ、ユーカリストはサクラメント的な意味においてやはり犠牲であるということを、同時に主張する所以である。ただその場合、ユーカリストが歴史的犠牲の繰り返しではないということを明白にしなければならない。

したがって、キリストによって永久に有効なものとしてただ一度捧げられ、父なる神によって永久に有効なものとしてただ一度受け入れられた、一つの歴史的で繰り返しのきかない犠牲がある。その記念の祭儀の中で、キリストは聖靈によりサクラメント的方法でその民をご自身に結び合わせ、それによって教会はキリストの自己奉獻の動きの中に参入して行くのである。したがって、教会がこの祭儀において行動しているとしても、この行動は十字架上におけるキリストの犠牲の効力に何ものも加えるものではない。なぜなら、その行動自体がキリストの十字架上の犠牲の実りだからである。教会はユーカリストの

祭儀を行うときに、キリストの犠牲の賜物のゆえに感謝し、全人類のためにご自身を父なる神に捧げられたキリストのご意志に自分自身を合致させるのである。

## ユーカリストにおけるキリストの臨在

6. パンとぶどう酒がユーカリストにおいてキリストの体と血になると  
いう声明に対し、批判が向けられている（「ユーカリストの教理」10項）。  
……になるという言葉は、キリストの臨在を物体の臨在のように考  
える思想を表すものではないか、との疑惑を受けている。そして「実体  
変化」という言葉を説明する脚注にも「変化」ということが言われて  
いることから、ある人びとにとて、この疑惑が一層根拠があるよう  
に思われたのである。ある人びとが恐れているのは、これらの表現に  
よって、ユーカリストにおけるキリストの臨在がパンとぶどう酒に限  
定されることが示唆されることにならないか、またキリストの実際の  
臨在がパンとぶどう酒の物理的変化を伴うということを示唆すること  
にならないか、ということである。

これらの論評に答えるために、本委員会は合意声明が次のようなこ  
とを主張したことを再び説明するのである。

(a) 信仰者の共同体は、ユーカリストの祭儀の中で、みことばの説  
教を通じ、また主の晚餐にあずかる仲間同士の中で、さらに信者の心  
の中で、そしてまた、人びとの救いのために十字架上ですでに与えら  
れたキリストの体と血がサクラメント的に与えられるということを通して、  
栄光化された主ご自身と出会う。

(b) キリストの体と血は、聖靈の働きを通して与えられる。聖靈はパンとぶどう酒を用いて、それらが、キリストの来臨によってすでに開始された新しい創造に属する食物となるようにしてくださる(7、10、11項)。

……になると、ここでは物質的変化を意味するのではない。またこの言葉が典礼において用いられる場合は、ユーカリストの祭儀の中でキリストの臨在が聖別されたパンとぶどう酒だけに限られるというような意味で、パンとぶどう酒がキリストの体と血になるということでもない。キリストがあの地上での生活の中にいたもうたときと同じ有様でユーカリストの中に臨在するようになるというのでもない。この……になることが、この世の物理的法則に従って起こっているという意味でもない。ここで主張されているのは、サクラメント的臨在なのであり、その場合神は新しい創造の実在をもたらすために、この世の実在を用いているのである。すなわち、この世の命を養うパンが永遠の命を養うパンとなるのである。ユーカリストの祈りを唱える前には「これは何か」という質問に対し、信仰者は「これはパンである」と答える。ユーカリストの祈りが唱えられたあとでは、同じ質問に対し信仰者は「これは真実にキリストの体、生命のパンである」と答えるのである。

サクラメントの世界にあっては、信じられている現実は目に見え手でさわることのできるしのうちに臨在するようになる。こうして、キリスト者をしてただひとたび成就した贊いの実りに与ることができるようにさせるのである。ユーカリストの中で、人間はキリストのサ

クラメント的体と血において、信仰によってキリスト自身と出会うのである。この意味でキリストの体である共同体は、復活した主のサクランメント的体に与ることにより、神がその教会のために意図しておられる一致に向かって成長して行くのである。神が意図したもう窮屈の変化とは、人びとがキリストの似姿に作り変えられることである。パンとぶどう酒がキリストのサクラメント的な体と血になるのは、キリスト者の共同体が、なお一層真実に、すでにあるところのもの、すなわちキリストの体になることができるためである。

## 賜物と拝領

7. このように、キリストの似姿に作り変えられるというためには、ユーカリストという賜物が信仰をもって受領されることが必要である。ユーカリストの神秘の中に、一つの動きではなく、不可分に一致している二つの相互補完的な動きが見られる。すなわち、キリストが自分の体と血を与えることと、拝領者が心の中で信仰によってそれらを食することである。ある伝統では、キリストの臨在と聖別されたパンとぶどう酒との結びつきが特に強調され、また他の伝統では、信仰によって受けることを通してキリストが信仰者の心の中に臨在していることが強調されてきた。過去に、これらの強調点のいずれかがほとんど他を排除するようになったときに、深刻な問題が生じたのである。本委員会の考えでは、どちらの方を強調することも、それぞれ他の立場を取る人びとが強調している補完的な動きを否定しない限り、ユーカリストについての信仰と矛盾するものではない。ユーカリストの教理は、

これら二つの動きの両方を併せ持たなければならない。なぜなら、新しい契約のサクラメントであるユーカリストの中で、キリストの民が信仰によってキリストを受けることができるようになるために、キリストはご自身をその民にお与えになるからである。

## 聖体保存

8. 会衆が散じたあとに拝領のために聖体を保存するという習慣は、二世紀までさかのぼるものであることが知られている（殉教者ユスティノス「第一弁証論」65、67項参照）。すでに言及した補完的な働きを保持している限りは（例えば、聖体が病者に運ばれるというような場合）この習慣は明らかにユーカリスト制定の目的にかなうものである。しかし、後代になって、聖別されたパンとぶどう酒におけるキリストの臨在に対して崇敬を払うことを強調する傾向が発展した。あるところではこの傾向が余りにも強調されて、聖体保存の当初の目的が完全にかすんでしまうという危険に陥ったのである。もしこの崇敬が共同体のユーカリストの祭儀から完全に切り離されるならば、それは真のユーカリストの教理に反するものである。

この問題を考慮するためには、ユーカリストの理解を明確にする必要がある。ユーカリストの祭儀を取り行うとき、礼拝は、まずもって父なる神に対してささげられるのである。われわれがキリストの体と血を受けることを通してキリストがわれわれをご自身に結び合わせたものは、われわれを父なる神へと導きたもうためにはかならない。われわれがユーカリストの中で礼拝するキリストは、父なる神に栄光

を帰したもうキリストなのである。われわれの礼拝のすべての動きは、聖靈の力により、キリストを通し、キリストと共に、キリストにあって、父なる神に対してなされるものである。

ユーカリストの祭儀全体が一つの連続した動きであり、その中でキリストはご自身をそのサクラメント的な体と血においてご自身の民にお与えになり、また人びとは信仰と感謝をもってキリストを受けるのである。したがって、ユーカリストの祭儀に参加できない人たちに、保存した聖体を授けることは、その祭儀の延長として正しく理解できる。ところで、聖体をただこの目的だけのために保存するのが正しいと考える人たちと、その保存をユーカリストに対する信心を養う手段としても用いる人たちの間に、意見の相違が生じる。後者は、保存された聖体の中におられるキリストを礼拝することを、かりにその場で聖体拝領が行われない場合でさえも、ユーカリストの祭儀の延長と考えるべきである。聖体保存の第一の目的は、あくまでも拝領なのである（「典礼聖省指針、ユーカリストの神秘」49項、AAS 59、1967年参照）。保存された聖体に対する信心は、拝領という保存の第一目的——それはキリストのすべての肢体がキリストにおいて交わることである——からいかなる仕方でも遊離するならば、ユーカリストに関する実践がゆがんだものとなる。

9. 以上の解説にもかかわらず、ある人びとはあいかわらず、保存されている聖体におられるキリストを礼拝するということは全く認めがたいことであると考えている。保存された聖体におられるキリストを礼拝するときに、上述の二つの動きを真に併せ持たせることは实际上不

可能になると、それらの人びとは考えており、また、そのような信心はどうしてもキリストのサクラメント的臨在を聖別されたパンとぶどう酒に結びつけることに強調を置くことになるため、ユーカリストの祭儀全体の動きを破壊しその均衡をも破ってしまうような余りにも静的で限局された臨在を思わせるようになると考へている（三十九箇条、第28条参照）。

ユーカリストについての共通の信仰を打ち壊すことなく、実践の点で、またその実践に関する神学的判断の点では相違が存在し得るということは、実質的合意という言葉でわれわれが意味していることの例証となる。神学上、実践上の相違は、ユーカリストについての信仰の基本的なことがらに関する真の共通理解と共存し得る。事実、われわれの両教会のいずれの内部においても、両者が共存しているのである。

## その他の問題点

10. ユーカリストに関する信仰について実質的合意に達したと言いながら、相互聖餐に関しては何も言ってはいないではないかとの懸念が表明されている。その理由は、相互聖餐に関する責任ある判断は「ユーカリストの教理に関する合意声明」だけを基礎にしては為し得ないというわれわれの共通理解による。なぜなら、相互聖餐は、権威に関わる問題および奉仕職（ミニストリー）の相互承認に関わる問題を含んでいるからである。このほか、ユーカリストの終末論的な次元、また人間解放や社会正義というような現代的諸問題とユーカリストとの関係等の重要な問題があるが、われわれはこれらについては十分説明し

## 解明

なかつたし、あるいはそれについて明言もしなかつた。われわれ両教会共通の注目に値するところではあるが、われわれの間の分裂の源にはなつていないので、それらの取扱いは本委員会の任務には入らないと考えた。

# 奉仕職と聖職叙任

## 共同議長による序文

聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会は、1971年、ワインザーにおいて、ユーカリストの教理に関する合意声明を完成することができた。1970年、ベネチアで採択された日程にしたがって、われわれは1973年、カンタベリーにおける会議で、奉仕職の教理、特に聖職叙任による奉仕職と、教会生活におけるその地位に関するわれわれの理解に注意を向けたのである。この文書は、公式に任命された本委員会の作業の成果であり、双方の教会当局で検討されるために提出されるものである。現時点では、本文書は、本委員会の合意声明であり、それ以上のものではない。

われわれは、同様の題材を扱った数多くの研究や討議に負うところがあったことに感謝の意を表す次第である。われわれは他の諸伝統において形成してきた奉仕職の異なった諸形態を尊重すると同時に、本声明で表明されたわれわれの理解の明確化もまた、これらの諸伝統に貢献することを希望するものである。

それゆえ、われわれは、本声明を双方の教会当局に提出した。その認可によって、委員会の文書として公表し、それが討議されることを期待するものである。われわれのふたつの伝統のなかでは、強調点の相違はあるかもしれないが、われわれがここで述べたことのなかに、聖公会とローマ・カトリック教会は、両教会の信仰を確認するであろうことを信じている。

1973年9月 共同議長 オッソリー教区 主教 H. R. マックアドゥー  
エルムハム教区 司教 アラン C. クラーク

## 序　論

1. われわれの意図は、聖書の教えと、われわれが共に受け継いだ伝統とに調和する奉仕職についてのより深い理解に努め、われわれが到達した合意をこの文書で発表することである<sup>1</sup>。本声明は奉仕職についてあますところなく論述しようとしたものではない。これは奉仕職について到達した共通の確信のより広い脈絡のなかで、従来われわれの間で論争の根源になっていた教理上の諸分野における基本的合意を表明しようとするものである。
2. ローマ・カトリック教会のなかにも、聖公会のなかにも、奉仕職の務めの多様な形態が存在している。奉仕職のあり方のうち、あるものは公の権威による特別の指示なしに遂行されるが、他のものは教会の権威による任命を受けるものである。聖職叙任による奉仕職は、多様な奉仕職のより広範囲の脈絡のなかでのみ正しく理解され得るのであって、これらすべては全く同一の聖靈の働きである。

### I. 教会の生命における奉仕職

3. キリストの生涯と自己奉獻は、神と人に仕えることが何であるかを

---

1. 「ユーカリストの教理に関する合意声明」 1 参照。そこにはユーカリストに関して到達した合意について同様に記されている。

完全に表現している。キリスト者のすべての奉仕職はこのことを源泉とし、また模範として発生し、形成され、常に共同体(コイノニア)の形成を目的としている。人が神との、また人間相互の交わりをもつためには和解が必要である。この和解はイエス・キリストの死と復活によって達成されており、信仰による応答を通して教会の生命のなかで実現されつつある。教会は未だ聖化の過程にあるが、それでもなおその使命はキリストによる和解を宣言し、キリストの愛を明らかにし、また救済の手段を人びとに提供するうつわとなることがある。

4. 初代教会において、使徒たちが行使した奉仕職は、あらゆる時代の教会にとって基本的な意義を保ち続けている。十二使徒やパウロスなどに対する新約聖書の「使徒」の用語法から、正確な使徒像を描きだすことは困難であるが、最初の使徒職には二つの主要な特徴が明らかに識別される。すなわち、歴史上のキリストとの特別な関係と、さらに教会と世界に向けてのキリストからの任命である（マタ28：19・マコ3：14）。キリスト者の使徒職はすべて「父」が「子」を遣わされたことに由来する。教会が使徒的であるのは、教会の信仰と生命が、初代教会で使徒たちがなしたイエス・キリストについての証しを反映しなければならないからだけでなく、教会が受けたものを世界に伝達していくという使徒たちの使命を継続する任務を帯びているからでもある。教会は人類の歴史全体のなかにあって和解の共同体でなくてはならない。

5. すべての奉仕職は教会が神の栄光と人間の救済のための和解の共同体として建設されるために聖霊によって用いられる（エフェ4：11～13）。

新約聖書のなかでは、奉仕職の諸活動は多様で、その諸機能も明確に規定されてはいない。明らかに強調されていることは、みことばを宣べ、使徒たちの教えを保持し、信仰者の世話をし、キリスト者の生活の模範となることである。すくなくとも牧会書簡とペトロスの手紙Ⅰの時代になると、奉仕職のある種の機能はより明確な形で識別できる。教会の成長に伴って、ある種の機能が重要になり、それらがその重要性の故に共同体の特別な役職者に担われるようになつたことは資料の示すところである。教会はこれらの奉仕職の諸機能によってだけではないが、主としてそれらを通して、聖靈によって建てられているものであるから、新約聖書の時代においてすでにキリストの名によってこれらの機能を遂行する者に対して承認と権限付与のためのある種の形式が要求されている。ここにわれわれが今日聖職叙任と呼ぶものの真髓として存続する諸要素を見ることができる。

6. 新約聖書は一世紀における教会の生命のなかで、奉仕の職務が本質的な役割を果たしていたことを示している。そして、われわれは、この種の奉仕職の制定は、神がその民のためになされたご計画の一部であると信じる。奉仕職の目的と機能を律する規範的諸原理はすでに新約聖書のなかに提示されている（例えはマコ10：43～45；使徒20：28；イティモ4：12～16；ペト5：1～4）。初代のいくつかの教会はエピスコポイ（監督たち）とプレスピュテロイ（長老たち）と呼ばれる奉仕者によって指導されていたことは明らかであるが、しかし、諸教会においては司牧上の奉仕職の構造はかなり多様であったようである。最初の伝道諸教会は自治的な諸共同体のゆるやかな集まりであったとはい

えないが、しかし、監督や長老が初期の時代にあらゆるところで任命されたという確証もない。「監督」と「長老」という呼び方は同一人か、あるいは同一の機能または非常に類似した機能をもった人びとの名称として用いられたようである。ちょうど新約聖書の正典化が二世紀後半まで未完成のままであったのと同様に、監督、長老、執事の三職位が明確な形で出現するには、使徒時代よりもさらに長い期間が必要であった。その後、この三重の構造は教会において普遍的なものになったのである。

## II. 聖職叙任による奉仕職

7. キリスト者の共同体は父なる神のみ旨を達成することによって、神に栄光を帰するために存在する。すべてのキリスト者は、祈りの生活と神のめぐみへの帰依とすべての人の必要に対する注意深い配慮によって、このみ旨に仕えるよう召されている。彼らは、全人類に対する神のいくしみと、人間の営みにおける正義に対する神の関心を証しすべきである。彼らは、賛美と礼拝によって自己を神にささげ、また人びとをキリストの民の交わりに導き入れ、そのようにして、キリストの愛の支配のもとにおくように力を尽くすべきである。聖職叙任による奉仕職が達成しようとしているものは、このような全信仰者の司祭職に仕えることである。人間のどの共同体とも同様に、教会にも指導と一致の焦点が必要であり、聖霊はそれを叙任による奉仕職によっ

## 声明

て供与されるのである。この奉仕職は、教会が仕える人びとのさまざまな必要に応じて多様な形態をとっており、この奉仕者の任務は教会員の諸活動を総括し、また教会の生命と使命に必要かつ有益なことを推進することである。この奉仕者は多様な教会の生命活動のなかで、何が聖靈によるものであるかを識別し、教会の一致を推進しなければならない。

8. 新約聖書では、聖職叙任による奉仕者の諸機能が多様な姿で描かれている。奉仕者はキリストと教会双方のしもべであり、告知者または使者として、キリストの権威ある代理であり、キリストの和解のメッセージを告知する者である。彼は教師として、神のことばをその共同体に解説し適用する。また牧者として司牧的つとめをなし、その群れを導く。彼は管理者であって、キリストに属するものを神の家族に供与することを専らつとめとし、聖性と慈愛の模範となるべきである。
9. 聖職叙任による奉仕職の本質的要素は「監督する」(エピスコペー)責任である。この責任には使徒伝来の信仰に忠実であること、今日の教会の生命活動のなかにそれを具現すること、そして明日の教会にそれを伝えることが含まれている。長老たちは、監督に協力して教会を監督し、またみことばとサクラメントに奉仕するそのつとめに参与する。彼らは、ユーカリストを主宰し、また赦罪を宣言する権威を与えられている。執事たちはそのような権限は与えられていないが、みことばとサクラメントに奉仕する監督と長老たちに協力し、監督するつとめを補佐する。
10. 聖職叙任による奉仕者たちは、福音の奉仕者であるから、彼らの監

督するつとめはすべての面において神のみことばに結びついている。彼らの説教と権威の源泉と根拠は聖書に記録されている最初の派遣と証言のなかにある。みことばの説教によって、彼らはキリスト者でない人たちをキリストの交わりのなかに導き入れようとつとめる。キリスト教のメッセージは神の知識と感謝のこもった信仰の応答を深めるために信仰者たちにもよく説き明かされなければならない。しかし、真実の信仰は正しい信念と福音に則した生活を要求する。したがって、聖職叙任による奉仕者は、キリストへの献身の意義について、共同体を教導し、また一人ひとりに助言を与えなければならない。神の配慮は、ただ教会の福利のためだけでなく、創造されたものすべてに及ぶものであるから、聖職叙任による奉仕者はその共同体を人類への奉仕に導かなければならぬ。教会と人びとは絶えず使徒伝来の信仰によって導かれなければならない。これらすべての点において、奉仕職への召命は不斷の祈りに支えられた神のみことばに対する責任を伴うものである（使徒6：4参照）。

11. サクラメントの執行における奉仕者たちの任務は、みことばへの奉仕の責任と一体である。みことばとサクラメントの両者を通して、キリスト者は神の生きたみことばに出会うのである。キリスト教の共同体における奉仕者たちの責任は通常洗礼を授けるつとめのほかに、回心者を信仰者の交わりに受け入れること、および脱落した者を復帰させるつとめを含んでいる。聖職叙任の際、監督と長老に授けられる神の赦罪を宣言する権威は、キリストを通してキリスト者たちを神および彼らの仲間とのより親密な交わりに導き、彼らに神の変わることのな

い愛とあわれみを確証するために行使される。

12. キリストにある和解を告知し、また和解をもたらすキリストの愛を明らかに示すことは、教会の永続的な使命に属している。礼拝の中心的行為であるユーカリストは、その和解の記念であり、教会の生命を育成して、その使命を全うさせる。それゆえ、教会において監督するつとめをもち、そして教会の一一致の中心となっている者が、ユーカリストの執行を主宰するのは正当なことである。すでにイグナティウスの時代には、少なくとも幾つかの教会で、この監督するつとめを行使する者がユーカリストを主宰し、他のいかなる者も彼の承認なしにはそれができなかつたという明らかな証拠がある（スマルナ人への手紙8：1）。

13. イエスの祭司的犠牲は独自のものであったが、その永続的大祭司のつとめもまた同様である。新約聖書では奉仕者たちが決して「司祭たち」（ヒエレイス）<sup>2</sup>とは呼ばれていないにもかかわらず、キリスト者たちはキリストの祭司的任務がこれらの奉仕者たちに反映していることを認めるようになり、彼らを表現するのに祭司的用語を用いた。ユーカリストはキリストの犠牲の記念であるから、これを主宰する奉仕者が、最後の晩さんにおけるキリストの言葉を再び唱え、また聖なる

---

2. 英語の「プリースト」（ Priest ）という言葉は、ふたつの異なったギリシア語を訳したものである。すなわち、祭儀制度に属する「ヒエレウス」（祭司）と共同体における元老を意味する「プレスビュテロス」（長老）である。

賜物を会衆に分配する行為は、キリストご自身が自らの犠牲をささげられた時になされたこととサクラメント的な関係をもつものとみなされる。それゆえ、われわれ双方の伝統では、聖職叙任による奉仕職について語る場合、通常祭司的用語を用いている。このような用語は何ものかを追加し、また反復することによってキリストの一回限りの犠牲を否定するものでは決してない。ユーカリストにはキリストにおける神の和解の行為全体の記念（アナムネシス）<sup>3</sup>があり、キリストはその奉仕者を通して主の晩さんを主宰し、ご自身をサクラメント的に与えるのである。

したがって、ユーカリストは教会の生命においては中心的なものであるから、キリスト教の奉仕職の本質は、それがどのように表明されるとしても、ユーカリストの執行において最も明確に認められる。なぜならば、ユーカリストにおいて、神に感謝がささげられ、救いの福音がみことばとサクラメントによって宣言され、また共同体がキリストにあるひとつのからだとして結び合わされるからである。キリスト教の奉仕者たちはこの贈なわれた共同体の肢体である。彼らは受洗によって神の民の祭司職に参与するだけでなく、特にユーカリストを主宰する時に、教会が生ける犠牲として自分を神にささげるという教会の祭司的召命の遂行に当たって、全教会を代表するのである（ロマ12:1）。それにもかかわらず、彼らの奉仕職はキリスト者に共通な祭司

---

3. 「ユーカリストの教理」 5 参照。

職の延長ではなく、聖靈の賜物の別の領域に属するものである。それ  
が存在するのは、教会が「祭司の國、聖なる國民、神につける民とな  
り……彼らを暗やみから驚くべき光に招き入れてくださったかたの  
みわざを……語り伝える」(ペト2:9)ものとなるように教会を  
助けるためである。

### III. 召命と聖職叙任

14. 聖職叙任は使徒的で、神からの賜物である奉仕職への加入を意味し  
ており、その奉仕職は地方の諸教会それ自体の一致と、それら諸教会  
相互間の一致を表し、またそれに仕える。それゆえすべての聖職叙任  
の行為は、全教会の永続的な使徒性と普遍性との表現である。最初の  
使徒たちが自らではなく、イエスによって選ばれ委任されたのと全  
く同様に、叙任される人びとは教会のなかで、教会を通じて、キリスト  
によって召されるのである。彼らの召命がキリストからのものであ  
るだけではなく、このような奉仕職を遂行する資格も聖靈の賜物であ  
る。「私たちの能力は神からのものです。神は私たちに新しい契約に  
仕える者となる資格をくださいました。文字に仕える者ではなく御靈  
に仕える者です」(コリ3:5~6)。このことは聖職叙任において、  
監督が聖靈の賜物の授与を神に祈り、また授与される賜物の外的し  
しとして志願者に握手することに表現されている。奉仕職は共同体の  
なかにあり、また共同体のためのものであり、そして聖職叙任は、神

の全教会がかかわる行為であるから、この祈りと按手はユーカリストのなかで行われるのである。

15. このサクラメントの行為において<sup>4</sup>、神の賜物は奉仕職に召された者に授与されるが、そこには彼らの働きと聖化のための神のめぐみの約束が伴っている。キリストの奉仕職は彼ら自身の奉仕職のための模範として提示され、また聖靈は自ら選び聖別した人びとに靈印をしるすのである。キリストが教会をご自身と不可分に結び合わせ、また神がすべての信仰者を生涯にわたる弟子として召しておられるのと全く同様に、奉仕職に召された者に対する神の賜物と召命は取り消すことのできないものである。この理由で、われわれ両教会いずれにおいても、聖職叙任は反復して行うことができないのである。

16. 長老と執事は監督によって叙任される。長老の叙任においては、臨席の長老たちが監督の按手の行為に参加し、こうして彼らに託された使命の共同性を表すのである。新しい監督の叙任においては、監督たちは彼に按手し、彼の奉仕職のために聖靈の賜物を求め、また奉仕職

4. 聖公会では聖職叙任に関して「サクラメント」という言葉の用法は、「三十九箇条」(25条)で、「ふたつの福音のサクラメント」と「五つの通称サクラメント」とを区別することにより限定されている。第25条は後者を「サクラメント」と名づけることを否定しているのではなく、これらの「サクラメント」と公会問答で規定している「救いのためにだれにも必要なもの」としての「キリストが制定したふたつのサクラメント」とを区別しているのである。

## 声明

にある彼らの交わりのなかに迎え入れるのである。彼らはそれぞれ他の諸教会の監督のつとめを託されているので、彼らのこの叙任式への参加は、この新しい監督とその教会とが、諸教会の交わりのなかにあることを表すのである。さらにまた、彼らは使徒たちの教えと使命に忠実な自分たちの教会を代表する者であり、また監督団の成員でもあるので、彼らの参加はこの新任監督の教会と使徒の教会、およびこの新任監督と最初の使徒の奉仕職との歴史的継続性を保証するものである。諸教会が時空の拡がりのなかで、使命と信仰と聖性において一つの交わりにあることは監督によってこのように象徴され、保持されている。ここに、われわれ双方の伝統のなかで使徒継承における聖職叙任がもつ本質的な意味の諸特徴が表れている。

## 結び

17. われわれは、聖公会の聖職位に対するローマ・カトリック教会の判断によって提起された諸問題を十分認識している。本声明において示されたように、教会と聖職叙任による奉仕職との本質に関するわれわれ両教会の思考の発展は、これらの諸問題を新たな脈絡のなかに位置づけたものとわれわれは考える。奉仕職の本質に関する合意は奉仕職の相互承認の検討に先立つものである。われわれが以上に述べてきたことは、教理上の相違があってはならないと考えられるような本質的な事柄に関する本委員会の合意を表すものである。明らかにわれわれ

は奉仕職に関する討議に際して予想される権威についての広範な諸問題にも、また首位権の問題にもまだ手をつけていない。これらの事柄に関する理解の現状はわれわれの望むように両教会が和解し、一つの教会となるための障害になっていることを知っている。そこで本委員会は今やこれらの諸問題点の検討を始めようとしている。それにもかかわらず、一致のためにどうしても合意を必要とする諸問題についての本委員会の意見の一致は両教会間、またその奉仕職の間の和解に向けて重要な寄与をなすものと、われわれは考える。

# 解 明

## 論評と批判

1. 「奉仕職（ミニストリー）と聖職叙任に関する声明」が公刊されたあと、本委員会はいろいろな論評と批判を受けたが、その中でも下記のものが特に重要なものと委員会は考えている。

奉仕職の取り扱いにおいては、神の民全体の持つ祭司職が十分に注目されておらず、したがってまた合意声明が聖職を強調しすぎると指摘されている。これに関連して、すべての信仰者の持つこの祭司職と、聖職叙任による奉仕者たちの持つ祭司職の、区別が十分明白に説明されていないということも言われている。また以下の(1)聖職叙任による奉仕職とその三つの段階の起源と歴史上の発展に関する本委員会の取扱いについて、(2)本委員会がこの発展を聖書正典の形成と比較したことについて、(3)合意声明が描いている監督職（エピスコペー）における監督（司教・主教）の位置（9項）に関する本委員会の見解について、疑問が出されている。

ある人びとは、この合意声明は、聖職叙任式がサクラメントであることを充分に表現していないのではないかとの疑問を持っている。またある人びとは、聖職叙任式がサクラメントであるという点が強調されすぎているのではないかと疑っている。またある人びとは本委員会に、婦人の聖職叙任の問題を考慮するように求めている。また、聖公会の聖職位の有効性の承認の問題に関して合意声明がどのような影響

を及ぼしているかも問われている。

## 祭 司 職

2. キリスト教に共通な語法に従えば、祭司職という語は、三つの異なる意味で用いられる。すなわち、キリストの祭司職と、神の民の祭司職と、聖職叙任による奉仕者たちの祭司職とである。

キリストの祭司職は独特なものである。キリストは、人類を父なる神に和解させたわれらの大祭司である。その他のすべての祭司職は、キリストのそれから派生するものであり、また全くそれに依存するものである。

神の民全体の祭司職は（Iペト2：5）洗礼によってキリストと一つにされることの結果である。すべての信仰者のこの祭司職に関して（7項）、われわれ両教会の間に意見の相違はない。聖職叙任による奉仕職を主として取扱う合意声明においては、この声明の中で行った以上に信仰者の祭司職のことを詳しく説明する必要はないと、本委員会は考えた。合意声明においては、聖職叙任による奉仕職は全教会の奉仕職という脈絡の中にしっかりと置かれ、それがすべての信仰者に奉仕するために存在するということが示されている。

合意声明が説明しているように（13項）、聖職叙任による奉仕職が祭司的と呼ばれるのは、主に、大祭司としてのキリストと特別なサクラメント的関係を持つからである。ユーカリストの祭儀のときに、キリストの民はキリストがご自身の記念のためにお命じになったことを行い、キリストはその民をご自分とサクラメント的に一致させ、その自

己奉獻に統合する。しかし、この場合、ユーカリストの祭儀を主宰するのは聖職叙任による奉仕者だけであり、彼はキリストの名代として、またキリストの教会を代表して、最後の晚餐のときの制定の言葉を唱え、賜物の上に聖靈がくだるように祈り求めるのである。

祭司職という言葉が神の民と聖職叙任による奉仕職とに用いられるとき、その語は類比（アナロジー）的に用いられているのである。神の民の祭司職と聖職叙任による奉仕者たちの祭司職は、別々なものであり、それぞれ自らの方法でキリストの大祭司職に関係している。このキリストの大祭司職こそ新しい契約の唯一の祭司職であり、上述の両者の祭司職の源泉であり模範である。今述べたことは、第13項全体を読むときに念頭に置くべきであり、ことに、聖職叙任による奉仕職は「キリスト者に共通な祭司職の延長ではなく、聖靈の賜物の別の領域に属するものである」という声明の意義を明らかにするものである。

この場合においても、他の場合と同様、初代教会はその信仰を理解し説明するためには、新約聖書とは異なる仕方で用語を用いることがどうしても必要であったのである。今日、われわれの信仰を説明しようと試みる際、われわれ両教会は、聖書の解釈に当たって、教会がキリスト教の教えを次第に深く理解するようになって行ったということを考慮に入れているのである（権威Ⅰ、2、3、15項参照）。

## 聖職叙任がサクラメントであること

3. 第15項に書かれていた「このサクラメントの行為において」という句が、二つの異なる理由で憂慮のもとになっている。一つは、この句

が聖職叙任のサクラメントに、福音の二つのサクラメント（洗礼、ユーカリスト）と同じような地位を認めているのではないかという理由であり、もう一つは、この句によって聖職叙任が完全なサクラメントであることが充分に表現されていないのではないかという理由である。

われわれ両教会の伝統が認めているのは、サクラメント的儀式とは神の恵みが教会の中で聖靈によって与えられる目に見えるしであるということである。聖職叙任の儀式はこれらのサクラメント的儀式の中の一つである。祈祷と按手によって聖職に叙任された人びとは、自分の奉仕職を、教会の中でそれを伝達するように任命された人びとを通じて、キリストから受け取るのであり、また、その職務と共に、それを遂行するために必要な恵みを受けるのである（14項参照）。新約聖書が書かれた時代このかた、教会は、キリストの御名において監督職（エピスコペー）の主要な機能を行使すべき人びとが按手式を通してこのように承認され権威を付与されることを要求してきたのである。われわれ両教会の伝統において、聖職叙任のサクラメント的儀式の意味は、以上のことである。

「救いに必要な」サクラメントとしての洗礼とユーカリストの優位性は、われわれ両教会の伝統が共に認めるところである。このことは聖職叙任がサクラメントであることの両伝統の理解を減少させるものではなく、そのことについては両者間に意見の不一致はほとんどない。

## 聖職叙任による奉仕職の起源と発達

4. 聖職叙任による奉仕職の起源に関する本委員会の扱い方が批判を受けている。確かに、この奉仕職の起源に関する資料が不十分であるために解釈の相違を生じる余地はあるが、次のことを思い起こすだけで本委員会の主張を裏付けるのに十分である。すなわち、キリスト教会の初めから各共同体の中に監督職（エピスコペー）が存在していたということである。その様々の任務がどのように分担されていたにしても、それらがどのように描写されていても、またそれを行使する人びとにつけられた称号がいかなるものであっても、そうである（8、9項。ことに6項参照）。上述したような聖職叙任が紀元一世紀にすでに行われたという証拠が、普通紀元95年のものとされるクレメンスの「第一の手紙」第40～44章に見られるということは、通説である。新約聖書中のいくつかの節、例えば使徒の宣教14：23等も、これと同じ結論へ導くものであると思われる。監督を中心とした三段階の聖職位は二世紀初頭にすでに現れ、恐らくは広くゆきわたっていたと思われる（イグナティオスの「エフェソ人への手紙」4章、「マグネシア人への手紙」13章、「トラレス人への手紙」2章、「フィラデルフィア人への手紙」13章、「スマイルナ人への手紙」8章を参照のこと）。そのような奉仕職は、使徒たちの信仰だけでなく、キリストが使徒たちに与えたもうた委託ともつながっていなければならぬということが〔初代教会において〕認められていた（クレメンスの「第一の手紙」42章参照）。

三段階の聖職位のこうした誕生と新約聖書正典の形成とを比較した

ときのわれわれの意図は、双方が類似した段階的な発達過程をたどったということを指摘することであり、この比較をそれ以上推し進めることができると否かは判断しなかった（6項参照）。三段階の聖職位は十六世紀に西方教会が分裂を見るまでは、全教会において存在し続けた。そして、われわれ双方の教会は今なおそれを保持しているのである。

双方の教会は共に、監督職（エピスコペー）が使徒継承の流れの中で聖職叙任を受けた奉仕者によって行使されなければならないと主張している（16項参照）。われわれ両教会は、この監督職が行使されるべき形として、監督〔司教・主教〕を中心とする三段階の聖職位を保持し、またそれを忠実に守り続けてきた。われわれ両教会の間の関係を精査することだけが本委員会の業務であったため、この監督職をこれ以外の形で実現し得るかどうかという問題には立ち入ることしなかった。

## 婦人の聖職叙任

5. 合意声明の公刊以来、急速に婦人の聖職叙任に関する進展が見られた。婦人の聖職叙任を許可して行った国々の聖公会においては、当該主教たちは、婦人を聖職に叙任することが、聖職叙任による奉仕職に関する伝統的な教理（たとえば、われわれの合意文書の中に詳説されているような教理）からの離脱ではないと確信している。本委員会は、婦人の聖職叙任がローマ・カトリック教会にとって両教会の合同を認めることを困難にする新しい重大な支障をもたらしたことは承知して

いるけれども（1976年3月23日付、カンタベリー大主教ドナルド・コガンに宛てた教皇パウロ6世の書翰、AAS68を参照のこと）、委員会の教理的合意が扱って立つ諸原則がこうした婦人の聖職叙任によって変えられることはないと考えている。なぜなら、委員会は聖職叙任による奉仕職の起源と本質を扱ったものであり、だれが聖職叙任を授けられ得るのか、あるいは授けられ得ないのか、の問題を扱ったのではないからである。婦人の聖職叙任に対する異論は、それがどれほど重大なものであるにせよ、聖公会の聖職位そのものの有効性に対してかつて出された異論とは全く別なものである。

## 聖公会の聖職位

6. 両教会が双方の奉仕職を相互に承認するという問題に関して合意声明がどのような意義を有しているかという問い合わせに対して、本委員会は、得られた合意がそれらの問題を新しい脈絡の中に置いていくとすでに答えた（17項参照）。キリストのサクラメント的現存とユーカリストの犠牲としての側面に関するユーカリスト信仰の本質的な点についての合意、また、祭司職と聖職叙任と使徒継承の本質と目的についての合意が、今それらの問題が置かれて討議されるべき新しい脈絡となるのであると、委員会は考えている。それ故、レオ十三世の書翰アポストストリチエ・クーレ（1896年）の中で聖公会の聖職位に関して出された判断を再吟味することが必要である。

両教会の聖職を相互に認めることは、相互の奉仕職の持つ使徒性を承認することを前提とする。本委員会は、そのような承認の可能性を

一層実現に近づけるような、ユーカリストと奉仕職に関する信仰上の合意が合意声明によって明らかにされたと考えている。委員会のこの確信を、われわれ両教会に属する人びとが持つようになることを希望する。しかし、相互承認は、われわれそれぞれの当局者の決断によって初めて達成され得るのである。われわれに命じられた業務は、当局者にこの決断を為し得るような基盤を提供することだったのである。

# 教会における権威 I

## 共同議長による序文

聖公会—ローマ・カトリック教会合同準備委員会のマルタ報告(1968)は、ローマ・カトリック教会と全聖公会（アングリカン・コミュニケーション）の諸教会の間にかなりな程度の信仰上の合意のあることを概略述べている（7節）。そして、さらに進んで教理上の不一致が見られる三つの特定の領域を指摘している。これらは共同研究を要するところとして報告書のなかに列挙されている。したがって、この報告書の提案によって設置されることになった聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会は「相互聖餐の問題、またそれに関連する教会と奉仕職（ミニストリー）のところ」ならびに「権威の問題、その性格、その行使、またその意味するところについての問題」を共同で検討するよう勧告を受けた。

われわれが以前に発表したユーカリストに関する合意声明（1971、ウィンザー）と奉仕職（ミニストリー）に関する合意声明（1973、カンタベリー）に対し、われわれはここに教会における権威に関する合意声明（1976、ベネチア）を付け加えるものである。当委員会は、当委員会を任命した両教会当局へこれを提出し、またその許可を受けて、これを両教会へ提言するものである。

## 声明

教会における権威の問題は、長い間、ローマ・カトリック教会と全聖公会諸教会との一致の増進にとって枢要なことと考えられてきた。われわれ両教会の歴史上の分裂が不幸にして起こったのも、まさに教皇首位権の問題をめぐってのことであった。したがって、ユーカリストと奉仕職（ミニストリー）の教理に関する合意がいかに有意義であるとしても、教会における権威の性格と行使に関する諸問題が未解決では、現在、両教会間の関係の常態になっている一致体験の増大を阻害することとなる。

この合意声明は、これらの諸問題の解決に有意義な貢献をしたと、われわれは信ずる。われわれの合意は極めて広範な領域にわたるものである。ローマ司教の職務に関するローマ・カトリックの信仰については、聖公会が感じている難点のいくつかをまだ解決することができないでいるけれども、われわれの分析によってこれらの諸点が適切な視野のなかに置かれるよう願い、またそう信じている。

この文書中には、われわれの他の二つの合意文書の場合と同じく、キリストのご意志によって定められた教会の理想像を示すものがたくさんにある。しかし、歴史の示すところによれば、教会はこの理想達成にしばしば失敗してきた。この理想と現実の違いに気付いているということは、この文書を読むためにも、またわれわれが追求してきた方法を理解する上でも、重要なことである。

われわれが到達した合意は、もしわれわれの両教会によって受容されるとするならば、重要な結果を招来するであろうと確信する。ローマの首位権を共同に認めるとなると、全聖公会に変化をもたらすだけでな

く、ローマ・カトリック教会にも変化を与えることになるであろう。両教会とも、こうした一層広範用のコイノニア（交わり）の達成に必要な進んで学ぼうとする態度をもつためには、謙虚と寛容が要求される。この見通しは恐れではなく、信仰をもって受けとめられるべきである。ローマ司教座と交わりを持つことは、全聖公会の諸教会に対して一層広範用のコイノニアをもたらすだけではなく、一致における多様性という伝統的な理想を実現するための力を増し加えることにもなろう。

他方ローマ・カトリック教会側では靈性と学問との特色ある伝統によって豊かにされるであろう。実際それが欠けていたことによって、ローマ・カトリック教会はキリスト教の遺産のなかの一つの貴重な要素を失ってきたのである。ローマ・カトリック教会は教会の生活と宣教に信仰者を参加させる聖公会の教会会議制の伝統から学ぶべきところが多い。したがって、両教会間のより一層の交わりにむかってわれわれの到達した合意の度合から見て、これは現代社会におけるキリスト教のあかしに深い貢献をなしうるものであると確信する。

以上の点から、われわれの得た結論をそれぞれの当局者に提出し、またこの委員会自身の作業だけではなく、委員会外から多くの助力を受けたこの報告書が、われわれだけではなく、キリストの教会の一一致を共通の願いとしている他の伝統をもつキリスト者にとっても役立つであろうと信ずる。

共同議長

オッソリー教区主教 H. R. マックアドラー

イースト・アングリア教区司教 アラン C. クラーク

# 声 明 (1976年)

## 序 論

(キリストの主権)

1. キリストを主と告白することは、キリスト教信仰の核心である。神はキリストに天と地の一切の権威を授けた。キリストは教会の主として、人と神との、また人間相互の交わりを創造するために聖靈を与える。このコイノニア（交わり）を完成するのが神の永遠の目的である。教会の存在理由はこの目的の達成に奉仕することである。こうして神はすべてにおいてすべてとなるのである。

## I. キリスト者の権威

(聖靈とみことば)

2. 聖靈の賜物を通して使徒的共同体はイエスの言葉を行いのなかに神の救いの働きを認め、また救いのよいおとずれをすべての人びとに宣べ伝える宣教の使命を確認するようになった。したがって、神が終局的にイエスを通じて人びとに語りたもうたこのイエスを彼らは説教したのである。聖靈の助けによって、彼らはイエスの生活と言葉について見聞きしたところ、また彼の<sup>おがな</sup>貢いのみわざについての解釈

を伝達した。その結果、このことが述べられている靈感による文書が、やがて信仰の真正な基礎を示す規範的な記録として、教会によって受容されるようになった。教会はその生活と宣教の導きのためこれらの文書に頼り、これらに照らしあわせて教え、実践するのである。これらの書かれたことばを通して、神のことばの権威が伝えられる。キリスト者共同体はこれらの文書の委託を受け、聖靈によって福音を生き抜き、このようにしてあらゆる真理へと導き入れられる。したがって教会は自らの信仰と生活を反省評価し、キリストのみ名によってこの世界に語りかける能力が与えられている。献身と信仰を共に分かち合うことは、福音をいかに解釈し、それに服従すべきであるかを決める時に共通の心を生み出すのである。この共通の信仰に照らして、各人は自分自身の信仰の真実性を正すのである。

(聖靈のみわざ)

3. よみがえりたもうた主のみ靈は、キリスト者の共同体に内住し、父なる神のみ旨に従うよう神の民を保ち続ける。聖靈はイエスス・キリストの啓示に対する彼らの忠誠を保護し、この世界における彼らの宣教の使命のため彼らを装備する。この聖靈の働きによって、主の権威は教会のなかで生き生きと働く。キリストのうちに一体とされること、また、キリストへの服従を通して、キリスト者は相互に開かれたものとされ、相互に責任を負う。キリストの主権は普遍的なものであるから、その共同体もまた全人類に対する責任を帯びることとなり、その責任は社会の善を増進させるすべてのことへの参加と、あらゆる形の人間的な必要に応じることとを要求する。キリストのからだにおける

## 声明

共同の生活は、この共同体とその成員の一人ひとりに、この責任を果たすために必要なものを身につけさせる。そして、彼らはキリストの権威が彼らをなかだちとして伝えられるような生き方ができるようになっている。これがキリスト者の権威である。すなわち、キリスト者がそのように行動し、語るとき、人びとはキリストの権威あるみことばを知るのである。

## II. 教会における権威

(聖性の権威)

4. 教会はイエス・キリストに対して意識的に服従しようと努めている共同体である。聖霊の生命を分かち合うことによって、キリスト者はみな、彼らの主の啓示に対して忠誠でありうるような手段をこのコイノニアのなかで見いだすのである。ある人びとは主の召しに一層完全に応答する。すなわち、彼らは生活の内実によって、キリストの名において権威をもって語ることが許されるような尊敬をかちえる。

(神の特別な賜物によって与えられる権威)

5. 聖霊はまたある個人や共同体に対して、教会の益となるために特別な賜物を与える。それは語り、また聴かされる力を与える賜物である（例えば、エフェ4：11、12； Iコリ12：4-11）。教会を建てるための聖霊の賜物の一つに叙任による奉仕職である監督職（エピスコペー）

がある。聖霊は聖職叙任を通して、ある人びとを全共同体に対する奉仕のために任命する。彼らは「使徒たちの教えと交わり、パンをさくことと祈り」(使徒2:42) に関連する奉仕職の機能を果たすことによって、その権威を行使する。この司牧的な権威は第一義的に監督に属するものであり、監督はキリストの主権に対する教会の応答と宣教の使命に対する献身を推進するために、このコイノニアの完全性を維持し、また増進する責任があるのである。監督は共同体に対する全般的な監督権を有するのであるから、共同体の日常生活における信仰と愛を維持するのに必要な従順を要求することができる。しかし、彼は単独で行動するのではない。奉仕職の権威を有する者はすべて相互責任と相互依存を認めなければならない。教会へのこの奉仕は聖職叙任による奉仕者のみに公的に委託されているものであるが、それはキリストによって与えられ、共同体によって承認された委任に基づくことによって、教会の構造上本質的なものである。これは権威のもう一つの型である。

(共同体の識別と応答)

6. 教会に対する神のみ心を知ることは、聖職叙任による奉仕職だけの務めではなく、そのすべての成員によって分かち合われる。コイノニアのなかで忠実に生きる人はすべて聖霊の導きに対して鋭敏になり、また福音、および種々の文化と、変遷する状況における福音の意味あいをより一層深く理解できるようになるのである。聖職叙任による奉仕者はこれらの洞察を見分け、またそれらの洞察に権威ある表現を与えるよう委託を受けている。彼らは、共同体の一部

## 声明

なのであり、キリストに対して従順に、また敏感にすべての人びとの必要と関心事を受けとめつつ福音理解を探究する共同体の営みにあづかっている。

一方共同体は聖職叙任による奉仕者の洞察と教えに応じ、またこれを評価しなければならない。信仰を表現し、福音を同牧的に適用するという識別と応答のこの不斷の経過を通して、聖靈は主イエス・キリストの権威を宣言し、また信仰者は福音の規範のもとに自由に生活できるのである。

(人間的権威の不完全性)

7. 聖靈は上に述べたような方法をもって、教会をキリストの主権のもとに保っておられる。このキリストは、人間の弱さを十分に認めながら、その民を決して棄て去ることはないと約束しておられる。教会における諸権威は、人間性のもつ種々の限界や罪に左右されるため、キリストの権威を十分に反映することができない。この不完全性の認識が絶えず改革の呼びかけとなるのである。

## III. 諸教会の交わりにおける権威

(教会間の交わり)

8. コイノニアは各地のキリスト者共同体においても実現されるだけでなく、これらの共同体同志の間の交わりにおいても実現される。一人の監督のもとで、地方共同体の一致が見られるとき、普通それ

はわれわれ両教会では地方教会(教区)と呼ばれている。もっともこの地方教会という用語は時には別な意味に用いられることがある。各地方教会は使徒たちのあかしに根ざし、また使徒たちよりの使命を委託されている。福音に忠実であり、一つのユーカリストをとり行い、また同じ主への奉仕に献身するこの地方教会はキリストの教会である。各地方教会は、互いに異なった点があるにもかかわらず、自らの本質的な諸要素が他の地方教会にもあることを認め、また他の地方教会との真の同一性のあることも認める。したがって、神の民が世界に対して行っている権威ある行動と宣教は、各教会の個別の責任であるばかりでなく、すべての地方教会が共に負うべき責任なのである。

一つの教会の受けた様々の靈的賜物は他の諸教会にとって刺激となるであろう。各監督はその地方教会がキリスト教の特徴を身に帯びるよう努めなければならないのであるから、その教会が部分として属している全世界的な交わりを地方教会に意識させなければならない。監督は自分の教会と他の諸教会とのこの一致を表現するものである。このことは監督叙任に当たって数人の監督がそれを共同でとり行うことによって象徴されている。

## (会議制)

9. エルサレム会議(使徒15章)以来このかた、全体に関心のある事柄を討論し、その時代のいろいろな挑戦に対応するために、諸教会は共に会議を開くことによってコイノニアを表現し、また強化する必要のあることを認識してきた。このような会議のうちには地域的なものもあるし、世界的なものもある。キリストに対して従順であ

## 声明

り、またその召命に対して忠誠であることを決断した教会は、そのような諸会議を通して、信仰の基準を定め、教会生活を秩序づける。会議が監督だけの会議であっても、監督・聖職者・信徒による会議であっても、これらの会議の決定は、教会の共通の信仰と心を表現するときに、権威あるものである。伝統的に「全教会会議」と呼ばれて来たものの決議は全教会を拘束する。他方、地域的な会議あるいは教区会議はそこに代表されている諸教会に対してだけ拘束力をもつ。これらの会議の決定は、教会の心を表現するものとして、地方教会によって受け取られるべきである。権威のこのような行使は決して強制するようなものではなく、地方教会とその成員たちの生活と使命を強化するためのものである。

(首位権の発生)

10. 教会の歴史の初期にはいくつかの有力な監督座の監督たちに彼らの近隣の他の監督たちを監督する機能が与えられた。教会をキリストのみ心に常に忠実なものにとどめようという心掛けは、このような進展を促して来た幾つかの配慮の一つであった。この慣行は現在まで続けられている。この形の監督職（エピスコペー）は、その地域における監督全員との共同責任をもって遂行される、教会に対する奉仕の務めである。それは、すべての監督は叙任にさいして自分の地方教会に対する責任を与えられると共に、自分の教会に他の諸教会を生き生きと意識させる義務と、またそれらに対する実践的な奉仕の精神を育てる義務をも課せられるからである。神の教会はそれらの一つ一つの地方教会のなかに、またそれらのコイノニアのなかに見いだされ

るのである。

(首座にある監督の権威)

11. コイノニアの目的は「父よ、わたしたちにくださったあなたの名によって彼らを守ってください。わたしたちのように、彼らも一つとなるためです。……そうすれば、この世は、あなたがわたしをお遣わしになったことを信じるようになります」(ヨハ17:11,21)というキリストのご意志が実現されることである。主要な監督座についている監督は、近隣の諸教会のなかにキリストのこのご意志が成就するように努めるべきである。監督たちがその管轄下にある各教会において、正しい教え、聖なる生活、兄弟の一一致、また世界に対する教会の使命遂行を増進するように支援するのが、彼の義務である。諸教会のなかのどれか一つの教会の生活または使命遂行に重大な欠陥を見て取ったときには、彼は必要に応じて、その教区の監督に注意を促し、また援助を申し出なければならない。また監督たちの共通の必要や困難に関して、彼らが共通な考えに至るように、他の監督たちを彼が支援しなければならないような事態もあり得る。共に分かち合うこと、また積極的にお互いに関心を抱くことは、諸教会が有効にキリストをあかしするために必要不可欠なことである。

(ローマの首位権)

12. このような歴史的発展の文脈のなかで、ローマの監督座は、ついに教会全体にかかる事柄を取り扱うためのおもな中心機関となったのである。この監督座の卓越性の一つの理由として、ペトロスとパウロスがローマで死んだということがあげられた。

## 声明

兄弟にあたる監督たちの間でのローマの監督の重要性は、使徒たちの間でペトロスが占めた地位との類比で説明され、キリストの意志によって教会のために定められたものと解釈された。

この類比に基づいて、第一バチカン公会議は、このローマの監督の奉仕の務めが全教会一致のために必要なものであると主張した。この奉仕の務めは、各教区における監督たちの権威を踏みにじるというようなものではなく、明らかに監督職の遂行を助けることを目的とするものであった。第二バチカン公会議は、この務めをすべての監督たちの共同の責任という一層広い脈絡のなかに位置づけた。これらの公会議の教えは、ローマの監督との交わりを持つということが、地方教会のそれぞれの特徴を窒息させるような権威に対する屈服を意味するものではないことを示している。ローマの監督のこの監督的機能の目的は、使徒たちの教えを忠実に守りつつ、キリスト者の交わりを増進させることである。

この首位権の神学的解釈、およびその首位権が行使されるためにできた行政機構は、時代の変遷と共に、かなり変化した。しかし、この首位権に関する理論も実践も、これらの理想を完全に反映したとはいえない。時にはローマの監督が引き受けた役割は、必ずしも首位権に属するものではなかったこと也有ったし、時にはローマの監督の行動がその職位にふさわしくないこともあったし、時にはこの職務のイメージがそれに加えられたいろいろな解釈によってくもらされることもあったし、また時には外部からの圧力のために、その正当な行使がほとんど不可能とされることもあった。しかし、首位権は、正しく理

解するならば、ローマの監督が、すべての教会のキリストに対する、またお互い同志に対する忠誠を保護し、促進するために監督権行使するという意味である。ローマの監督との交わりの目的は、各個の地方教会の普遍性を保護することであり、またすべての教会の交わりのしるしとなることである。

#### IV. 信仰の事柄に関する権威

(真理における一致)

13. 地方教会は普遍的交わり、すなわちキリストが祈られたあの一致の具現を養い育てることを欲しないなら、真にキリストに忠誠であるとは言えない。この交わりは、受肉した神の子、十字架につけられ、よみがえり、天に昇り、いま教会のなかでご自分の聖靈を通して生きておられるイエス・キリストに対する信仰に根ざすものである。したがって、すべての地方教会はこの共通の信仰をより深く理解することと、より明らかに表現することとをつねに努めなければならない。そしてこの二つのことは教会が分裂して孤立するとき、危険にさらされるのである。

(真理の表現)

14. 教会の福音宣教の目的は、キリストにおける神の救いのみ業を受け入れるように人類を導くことであり、その受容はただ知的な同意を求めるだけではなく、全人格的な応答を要求する。信じられている事柄

## 声明

を明確にし、また伝達するため、またキリスト教生活を築き上げ、守るために、教会は諸信経の定式化、教会会議による教理宣言、その他信仰の声明が不可欠であることを知った。しかし、これらのものはつねにそれによって伝達することが意図されている真理のための道具なのである。

(真理の伝達)

15. 教会の生活と働きは教会の歴史的起源、その後の経験、またそれぞれの世代に対する福音の意義を明解にしようとする努力によって形成される。みことばの省察、福音の宣教、洗礼、礼拝、ことにまたユカリリストを通して、神の民はイエス・キリストと使徒たちの共同体の体験とあかしとの生きた想起へと動かされるのである。この想起が福音の意味を効果的に伝達することばの探求にあたって、彼らを支えまた導くものなのである。

どの世代、どの文化も救いの福音が彼らのためのものでもあることを理解できるよう手を貸す必要がある。教会はただ元来の使徒たちのことばを繰り返すだけでは不十分である。教会はまた、それぞれの状況のなかにあって、きき手が理解し、また応答できるように、それらを預言者的に通訳しなければならない。そのような言いかえは、聖書にしるされている使徒たちの証言と一致するものでなければならない。なぜなら、この証言のなかに奉仕職者の説教や教えも、地方的また全教会的会議の声明も根拠と一貫性とを見いだすべきだからである。これらの説明は、それをうながした四圍の事情によって条件づけられてはいるが、それらの洞察のあるものは永続的な価値をもつものであり

うる。このような経過のなかで、教会自身が福音の意味内容を一層明確に理解できるようになることもある。そうした理由から教会はある特定の定式を教会のあかしの正統な表現として権威づけてきたのであり、それらのもののもつ意義は、最初それらが定式化されたときの状況を超越するものである。とは言え、これらの定式が信仰表現の唯一可能な方法、あるいは最も正確な方法であるとさえ主張するつもりはなく、またこれらに改善の余地が全くないと主張するものでもない。ある一つの教理上の宣言が、キリスト者共同体によって、その永久不变な教説の一部分と考えられているようなときでさえ、それはその後の言いかえを排除するものではない。思考の範囲や表現の様式は新しいものにとって代わられることがあっても、言いかえはつねに元來の教理宣言が意図していた真理の上に打ち建てられるものであって、それと矛盾するものではない。

(会議の権威)

16. 第2世紀このかた開催された地方的な諸教会会議は新約聖書の範囲を決定し、それ以来変わらぬ規範となった一つの正典を、教会に与えた。ある会議がこのような重要な事柄に関して、そのような決定を下すことは、主の民がみ名によって集まるときには主ご自身が臨在しておられること(マタ18:20)、また教会会議が「聖靈とわたしたちは……決めた」(使徒15:28)と発言することが許されていることの確信を示している。権威の行使が正典を定めるに当たって、会議を通して行う様式をとったように、この様式がまた規律や基本的教理の問題にも適用してきた。ある決定が(325年のニカイア会議の場合のように)全

## 声明

教会にかかわり、広くまた真剣に論議された事柄を扱うときには、会議による教理宣言と規律上の決定などを認め、また受容するための基準を設けることが重要である。この受容の過程で大きな役割を演ずるのは、教理宣言の主題と信仰者の応答である。人びとがそれらの決定を全教会に対する聖靈の不斷の導きによって適切な展望のなかで見るようになっていくので、この過程はしばしば漸進的である。

(ローマの監督座の歴史的重要性)

17. 教会会議の決定が公認されるのに寄与した複雑な歴史的要因のなかで、主要な諸監督座、ことにローマの監督座による確認が、かなりの重みをもっていた。初期の時代には、他の地方教会はローマの教会の支持と認証を積極的に求めた。そして、時を経るにしたがい、地域的な関心事以上に重要な事柄に関する教会会議での決定が、一般に受容されるため、そしてまた、遂には教会法上有効とされるためには、ローマの監督座の同意が必要と見なされるようになった。ローマ教区との監督は、彼らの同意、不同意によって、全教会が真理を維持するために、他の地方教会とそれぞれの監督たちに対する責任を果たしたのである。その上、ローマの監督は信仰の事柄に関する論争にも介入する結果となった。多くの場合ローマの監督は提訴を受けて行ったのであるが、しかし、時には自ら主導権をとってそうしたのである。

(教会を真理のうちに保持すること)

18. 福音を宣教し、また守るという使命遂行に当たって、教会は信仰の事柄についての宣言をする義務と資格を持つ。神の民全体がこの使命に与るのであるが、そのなかのある者は他の人びとよりも救いの真理

のある特定の面を一層明確に再発見または知覚することがある。時には抗争と論議がそこから生じてくる。さまざまの習慣、既成の見解、信仰理解、定式、実践も、また同様にさまざまの刷新と再解釈も不適当であり、誤りであり、あるいは福音とさえ矛盾することが明らかにされることもある。抗争が一致を危険におとし入れたり、福音を歪曲する恐れのあるときは、教会はそれを解決する効果的な方法をもたなければならぬ。

われわれ両教会の伝統の中では、聖書、信経、教父たちと初代教会の諸会議の宣言とに依拠することが基本的で規範的なことと見なされている。<sup>1</sup>しかし、監督たちは真理を推進し、誤りを見分ける特別な責任をもつ。そしてそのことの遂行にさいして監督と教区民とが相互に協働することがキリスト者の生活と忠誠とを守ることになる。キリスト者共同体において、信仰を教え生活を整えるには、監督たちとの責任が日々遂行されることが必要である。しかし、この日々の責任をもつ人びとが—教会の他の成員たちの場合も同じであるが—判断の誤りを犯したり、悪弊を見逃したり、また真理を歪曲したりすることが決してないという保証はないのである。しかし、そのような失敗があっても、福音を宣教し、キリスト教的生活を押しすすめる教会の能力が破壊されることはないというのがキリスト教的な希望をもつわれわれの確信である。なぜならキリストはご自身の教会を捨て去ること

1. この点は聖公会の伝統の中でも強調されている。1948年、1968年のランベス会議の報告書を参照。

## 声明

はなく、聖靈が教会をあらゆる真理へ導かれることをわれわれは信じているからである。教会が、その失敗にもかかわらず、傷つくことのないものと述べられているのはそのためである。

## V. 全教会会議の権威と首座にある監督の権威

(全教会会議)

19. 危機に直面したとき、あるいは信仰の基本的な事柄が問題とされるとき、教会は聖書に則して決定を下すことができ、その決定は権威をもつ。全教会会議において、信仰の基本的な事柄についてなされる教会の決定は誤りを排除する。これらの決定は聖書に忠実であり、伝統とも一致しているがために、聖靈によって誤謬から守られているという認識をもって、教会は同じ聖靈の導きによってこれらの決定に従うのである。これらの決定は真理に何か新しいものを付け加えるではなく、真理に対する教会の理解を、たとえ完全でなくても、より一層明確にする。この責任を果たすときに、監督たちはキリストが教会に与えたもうた特別の賜物を分かち合う。教会が将来さらにどのような解明ないし解釈を打ち出そうとも、全教会会議の決定が表明した真理を教会は常に告白し続けるであろう。全教会会議の教令のすべてがこの拘束的な権威をもつのではなく、救いの中心的な諸真理を定式化する教会のみがこれを有する。この権威は、われわれ両教会の伝統に

おいては、最初の数世紀の全教会会議の諸決定に帰せられるのである。<sup>2</sup>

(首座にある監督の権威の行使)

20. 監督たちは、使徒的信仰を擁護し、また解釈することに関して、集団として責任を負う。一人の監督に付与された首位権とは、彼が同僚の監督たちに諮った上で、彼ら全員の名において発言し、その見解を表明しうることを意味する。信仰者は首位者の地位を承認しているので、時として、彼が主導権をとって教会を代表して発言することを期待する。首座にある監督の声明は、聖霊が神の民に福音の真理を忠実に守らせるための手段の一つである。

(首座にある監督の権威と多様性)

21. 首位権が監督職（エピスコペー）を正しく表現するためには、それは監督たちがそれぞれの地方教会と全体の教会の両方で使徒的指導力を發揮しうるよう助力し、またそれによって教会のコイノニアを養い育てるべきである。諸教会が相互に傾聴し、愛と一致において成長し、キリスト者の生活と証しの充実に向かって共に努力することを助けることによって、首位権はその目的を果たすのである。首位権はキリスト者の自由と自発性を尊重し、促進する。それは多様性が正当であるところで画一化を求めたり、地方教会の権限を侵してまで中央集権化を図ったりはしない。

首座にある監督は、その職務を孤立して行使するのではなく、兄弟

---

2. 歴史上の教会分裂以来、ローマ・カトリック教会はその司教たちの全体会議を開催する慣行を続けており、またそれらの会議のなかのいくつかを全教会的と命名している。聖公会は別な形の会議制を発達させてきた。

## 声明

である同僚監督たちの具体的協力を得てこれを遂行する。首座にある監督が特定の地方教会に関与する場合、当該教会の監督の権限を侵すような形で介入してはならない。

(権威の均衡)

22. 首位権と会議制が監督職（エピスコペー）の相互補完的な要素であるにもかかわらず、そのいざれかが他を犠牲にしてまで、また時には重大な不均衡が生ずるほどまでに強調されることがしばしば生じた。諸教会が分離して以来、この危険は増大してきている。諸教会のコイノニアのためには、神の民全体の責任ある参加を得て首位権と会議制との間に適正な均衡が保たれる必要がある。

(全教会的首位権)

23. 全キリスト者共同体が愛と真理において一致するようにとの神のみ心が成就されるために、諸教会のコイノニアに仕える監督職には首位権と会議制の相互補完的両面があるというこの根本形態が全教会的な規模においても実現される必要がある。全教会的首位権を主張し、また、そのような監督職を過去においても現在においても行使している唯一の監督座は、ペトロスとパウロスが死去した都市ローマの監督座である。

将来のいかなる教会合同においても、以上述べたような全教会的首位権はこの監督座が保有するのが適当であると思われる。

## VII. 問題点と展望

(問題点)

24. 以上の記述は、教会における権威、ことに首位権の基礎的諸原理に関するわれわれの合意を表す。この合意は根本的な重要性をもつ。この合意は教皇首位権に関連するすべての問題を完全に解決するものではないが、それらの問題と取り組むための強固な基礎を提供する。さまざまな問題が生ずるのは、われわれが教皇首位権の基礎的諸原理の検討から首位権の個々の主張とその行使の検討へと進むときである。これらの問題の重要性にはいろいろと違った判断が示されるであろう。

(a) 過去において通常表明されてきたローマの監督座擁護論はペトロスに関する聖書の章句（マタ16：18, 19; ルカ22：31, 32; ヨハ21：15～17）に、一般に認められている以上の証明力をもたせてきた。しかし、現在多くのローマ・カトリック教会の学者は、これらの章句に関する従来の釈義を全面的には固守する必要がないと考えている。

(b) 1870年の第一バチカン公会議はペトロスの後継者たちの「神授の権利」という表現を用いている。現代のローマ・カトリック神学においては、この表現に対する確定した解釈はない。もし、ローマの監督の全教会的首位権が、全教会的なコイノニアのための神の計画の一部であることを神授の権利が意味すると理解するならば、意見の相違は生じないであろう。しかし、それ以上にローマ・カトリック教会は、ローマの監督との交わりをもたない教

会を完全な教会とみなさいと言うのであれば、問題が残るであろう。ある人びとは、ローマの監督との交わりを回復しさえすれば、この問題は解決すると考えている。しかし、他の人びとは、ローマ・カトリック教会のこのような主張自体がローマとの交わりに入る上での障害であると考えている。

(c) 教皇は教えを宣言するときに、場合によって不可謬であるという主張は、聖公会の人びとにとって重大な困難を提起する。しかし、銘記すべきは、教皇の不可謬性に関する教理は、第一バチカン公會議において定められた極めて厳格な諸条件によって限定されていることである。教皇は靈感を受けて新しい啓示を告げるとか、教皇は同僚諸監督ならびに教会から独立して宣言することができるとか、あるいは教皇は信仰や道徳に關係のない事柄について宣言し得るのだといった考えは、これらの諸条件を満たさないものとして排除されている。ローマ・カトリック教会にとっては、教皇が下す教義上の宣言は、不可謬であるための諸条件を満たす限り、誤謬から守られているのであるが、これは神の啓示に関する種々の問題に対して、教会の考え方を表明すること以上のことでも以下のこともない。しかし、教皇の不可謬性を以上のように理解しても、近代になってから宣言されたマリアに関する教義は特別な困難を引き起こしている。なぜなら、聖公会の人びとは、それらの教義を信

---

3. 「不可謬性」は専門用語であり、その意味では一般的用法の意味とかならずしも同じではない。この語の神学的な意味は第15項および第19項に示されている。

仰者の信仰にとって本質的なものとして宣言することが適當であるのか、さらに、それが可能であるのかということさえ疑問に思っているからである。

(d) 教皇が普遍的かつ直接的な裁治権を所有するといわれ、しかもその権限が明確にされていないということは、聖公会の人びとの憂慮の種となっている。それはこのことが教皇の裁治権の不当なあるいは無制約的な行使につながることを恐れるからである。しかし、第一バチカン公会議の意図は、教皇の首位権が諸地方教会の機構を維持するためにのみ行使されるべきであって、決してそれを侵害するためではないということであった。ローマ・カトリック教会は現在教会における権威に関して19世紀の法的な見方をより司牧的な理解によって置き換えようと努めている。

(展望)

25. 以上述べた種々の困難にもかかわらず、教会における権威に関するこの声明は、重要な一致への歩み寄りを表しており、そこから広範囲に及ぶ結果が生ずるとわれわれは信ずる。長期間にわたって双方の伝統に属する神学者たちは、それぞれの伝統への忠誠を裏切ることなく共通の諸問題をめぐって同じ方法を用いて作業を進めてきた。その過程で彼らは古い諸問題を新しい地平に位置づけて見るようになり、双方の神学上の見解が一致に向かって接近していることを、しばしば驚きをもって経験した。

三つの合意声明のなかで、われわれは過去の論争できあがった対

## 声明

立し孤立化した姿勢の背後にあるものにさかのぼるように努力した。われわれは解決されるべき真の問題が何であるかを検討しようと試みてきた。われわれは過去の論争で使われた用語をしばしば故意に避けたが、それはそれらの論争を引き起こした真の問題を回避しようという意図からではなく、そのような用語のもつ感情的な連想がしばしば真理をくらましてきたという理由からであった。両教会の将来の関係に関して言えば、われわれが経験した教理面での歩み寄りが、なお残るいくつかの困難な問題をも解決するであろうという希望を与えてくれるのである。

## 結び

(次の段階)

26. 1968年のマルタ報告は、ローマ・カトリック教会と聖公会の諸教会が合同することを「いくつかの段階を踏んでの一致」としてとらえた。われわれは、ユーカリストと奉仕職（ミニストリー）の教理に関して、また第24項に述べた未解決な問題を別にすれば権威の教理に関する合意に達した。しかしながら、神学委員会が得た教理面での合意が、それだけでキリスト者の一致という目標を達成しうるわけではない。したがって、われわれはこれらの合意声明を両教会それぞれの当局者に提出する。それは、これらの声明が中心主題に関して、信仰の地平における一致を表明するものであるか否か、またその一致が生活、礼拝、使命遂行において一層密接な協働をもたらすような行為を正当化するばかりでなく、必要とするものであるか否かの判断を仰ぐためである。

## 解 明（1981年）

### 論評と批判

1. 権威の問題に関する第一の合意声明の公刊後、いくつかの論評と批判が本委員会に寄せられた。提起された疑問のあるもの——例えば不可謬性と不可滅性の関係を明確化して欲しいという要請——は、権威の問題に関する第二の合意声明において答えられる。いま一つの問題である、コイノニアに関するわれわれの見解については、この概念がすべての声明を基礎づけていることを明らかにした最終報告の前書きにおいて回答が与えられている。

権威の問題に関する第一の合意声明に対する多くの反応の背後には、聖書が有している最高の権威を声明が十分に認めず、また、その結果歴史において発展してきたあることがらに聖書の権威に比肩するような権威を認めるのではないかという懸念が多少うかがえる。教会会議および受容の問題に関しても重大な疑義が提起された。一部の評者は、全教会会議の不可謬性について合意声明が述べていることが聖公会の信仰大綱（「三十九箇条」）の第21条に矛盾すると主張した。教会において信徒が占める地位と彼らの権威の取扱いが不十分であるという示唆もあった。奉仕職の権威と裁治権の本質の明確化を求める要請も出された。一定の地域に対して行使される首位権——例えば東方教会において行使される総大主教の職務——の位置に関する疑惑が出された。最後に、全教会的首位権が存在したあるいは主張されてきたという理

## 解明

由だけで、本委員会はそのような首位権を神学的に必要であると述べているのではないかという疑問が繰り返し提起されてきた。

以下、本委員会は、これらの疑問に答え、それに関する合意声明の箇所を解説しようと思う。受領した批判に答えるにあたって本委員会は、一歩踏み込んで、これらの疑問点の根底にある基本的な問題を解説することが必要であると考えた。以下のわれわれの解説すべてにおいて、二つの原則が前提とされている。すなわち、第一に、キリスト教信仰は神の啓示に依拠するということ、第二に、聖霊が教会を導いて、啓示された真理の理解と伝達を保証されるということである。

## 聖書の位置

2. 本委員会が出した諸声明は、教会における聖書の最高の権威について十分に言及されてこなかったために歴史の中で発展してきたものを聖書それ自体の権威に比肩する権威を有するものとして取扱うことを可能にしてきたのではないかと批判されてきた。「靈感による文書」(つまり聖書)は「信仰の真正な基礎を示す規範的な記録」であるという声明の表現は、不十分であると言われた。

キリストは人間に対する神の最終的なことば、人となった神の永遠のみことばであるという主張が、聖書に対するわれわれの考え方の基本である。神が世の初めより多くのしかたで行われた語りかけの頂点がキリストである(ヘブ1：1～3)。キリストにおいて、神の人類救済および自己啓示の目的が十全かつ決定的に実現したのである。

イスラエルの族長たちや預言者たちは、聖霊において神のことばを

受け、それを語った。この同じ聖霊の力によって、神のみことばは人となり、その奉仕のわざを成就された。同じ聖霊は、五旬祭の日に弟子たちに下り、イエスによって行われたこと、教えられたことを弟子たちに思い出させ、解釈させ、真実に力強く福音を宣べ伝えさせられたのである。

使徒たちによって宣べ伝えられ、聖霊の靈感を受けて新約聖書において提示され、解釈されたイエスス・キリストの人とわざは、キリスト者の信仰と生活の最高の規範である。

神のみことばであるイエススは、自らのうちに神の自己顕現のすべてを要約される。したがって、教導職を行使するに当たって教会のなすべき基本的な任務は、復活した主の靈の導きのもとに、キリストの秘義の全範囲とその様々の意味合いを展開することである。教理を表明しようとする教会のどんな努力も、すでに与えられた啓示に何ものかを付け加えることはできない。そのうえ聖書は神の啓示を特別の靈感を受けて証しするものであるから、教会によるこの啓示の表現が聖書と一致しているかどうかということについても吟味すべきである。教導職の任務は単に聖書の言葉を繰り返すことではなく、聖書の言葉のより深い意義をきわめ、キリスト者の信仰と実践にとっての様々の意味合いを明らかにすることである。これは各時代の言語と思想を用いにはなしえない。したがって、教会の教えは聖書の意味するところと異質のものではないが、聖書の原文とは異なった言葉で表現される場合がしばしばある。例えば、第一の全教会会議において、教会はキリストの秘義を説明するために、神の子は父と同質であると表現せざ

るをえなかった。使徒文書では一度も用いられたことのない〈同質〉という言葉が当時意味していたことは、キリストに対していだくキリスト者の信仰の内容を正確に表現すると考えられたのである。

啓示された教えが永続するとともにその意味が常に探索されるということこそ、キリスト教伝統の本質である。この伝統の中で、信仰の基本的な事柄に関して行われたこの考察の結果のいくつかは、キリスト教教理の真正な表現であると認められ、したがって信仰の遺産の一部とみなされるに至った。

伝統に関する見方は多様である。一つの見方は、主として聖書の枠をのり越えないということに关心を示す。各時代の必要に応じて信仰を説明するために聖霊の導きのもと、それまでには見いだされなかつた豊かさと内容とを聖書の中に求めようとするのがこの見方である。これは聖書本文への隸従ではなく、原初の啓示の豊かさを繰り広げることである。いま一つの見方は、第一の見方とは異なるが、必ずしもそれに反するものではない。教会が聖霊によって真理の充満に導かれるという確信に立っての見方は、啓示の内容をできるだけ完全にし、広く適用するために人間のすべての経験と思想の援助を借りる。この見方がおもに关心を示しているのは、諸時代を通して神のことばの種が成長していくということである。これは、神の啓示が唯一無二のものであるという事実を決して否定するものではないのである。教会は上述の二つの見方を通して啓示の充満を捜し求めているが、両者の強調点が異なっているので、それらの間に葛藤が起こりうる。これらの見方はいずれも誤謬の可能性を免れてはいない。したがって、こ

れらの探索の結果生まれた結論が全教会によって受け入れられて初めて、それらの結論の真実性が確証されるのである。

## 会議と受容

3. 伝統的に全教会会議と呼ばれたものの決議は「誤りを排除する」ということを認めることによって本委員会は、英國聖公会信仰大綱（「三十九箇条」）の第21条に反することになるという批判がある。本委員会は、全教会会議は誤りを犯しえないと言おうとしているのではないし、時には会議が実際に誤りを犯したこと良く知っている。例えば、359年のリミニ会議とセレウキア会議がそうである。第21条は「全教会会議によって定められたものは、それが聖書に基づくものであることが明らかにされる場合のみ権威を有する」ことを確信する。合意声明においても、全教会会議の決議は「救いの中心的な諸真理を定式化」し、「聖書に忠実であり、伝統とも一致」していて、「信仰の基本的な事柄」を内容とする場合のみ、「誤りを排除し」、「誤謬から守られている」とされている。

「これらの決定は真理に何か新しいものを付け加えるのではなく、真理に対する教会の理解を、たとえ完全でなくとも、より一層明確にする」（19項）のである。

本委員会はまた、神の民すべてによる受容が全教会会議の諸決定に権威を付与する過程の一部であるか否か明言することを求められた。

われわれは、「受容」という語を神の民がそのような決定や声明の中に使徒的な信仰を認めるがゆえにそれらを受け入れるという事実を表

すために用いている。

神の民は自分に提示された声明が全教会の信者の心 (*sensus fidelium*) と一致しているということを見いだすので、その声明を受け入れるのである。例をあげれば、ニカイア信経は、教会がそのうちに使徒的な信仰を見いだしたので、教会によって受け入れられたのである。受容は真理を創り出すわけでも、会議の決定を合法化するものでもない。受容は、会議の決定が信仰の表現であるための必要条件を満たしたことを見たのである。この受容にあたって全教会は、識別と応答の継続的過程に参加するのである（6項参照）。

したがって本委員会は、二つの極端な立場を避けている。一方では、会議の決定は全教会によって受け入れられるまでは権威をもたない、あるいはそのような受容からのみ権威を受けるとさえする見解を、他方では、教会会議の諸決定が教会による受容に何も負っていないほどに教会会議は自明的に自己充足的であるとする見解とともにしりぞける。

## 信徒の地位

4. 本委員会は、信徒を軽視して聖職叙任による奉仕職（ミニストリー）を強調しすぎたと非難されている。交わりを守り、発展させることは、教会のすべての成員の役割である。洗礼は、教会のすべての人に、それぞれに固有の機能を果たす権利を付与し、したがってそれを行使するための力をも付与する。この根本的な権利を認めることは、きわめて重要なことである。われわれの両教会は、時にちゅうちょしながらも、

それぞれ異なった方法で、聖職叙任を受けていない人びとを決定過程に参加させるようにと努力してきた。

合意声明が聖職叙任による奉仕職の権威の構造とその行使について詳細に言及している理由は、両教会間の一致に関する最も困難な問題がこの領域に存在すると考えられたからである。われわれは、信徒に固有の積極的な役割を過小に評価したのではない。われわれは、例えば、教会の益のために聖霊は一部の個人と共同体に特別の賜物を与える（5項）、教会の全構成員が神の意志の識別に参与する（6項）、「信者の心」が神の真理を理解するうえで重要な役割を果たす（18項）、すべての信仰者が人類に対する神の憐みと、この世での正義に対する神の関心の証し人である（奉仕職、7項）などと述べた。

## 聖職叙任による奉仕職の権威

5. われわれは「位階的権威」という言葉は用いなかつたが、一部の批判者にその言葉の意味を明確にするように求められた。位階的権威は、教会の可見的構造にとって不可欠な権威の一形態である。すなわち、教会の中で監督職（エピスコペー）を行使するために聖職叙任を受けた者に付与される権威である。聖霊は、キリストの体において特別の機能を果たす権限を各人に与えになる。したがって、監督職を行使する者は、その召命にふさわしい恵みを受けているし、そのような監督職の行使の対象となる人びとは、神が監督に与えたもうた権威を承認し、受け入れなければならない。

われわれは、特別な状況下で従順を要求する監督の権威を強調した

として、聖公会員からもローマ・カトリック教員からも批判された。

聖職叙任による奉仕職の特別な監督権が行使され、承認されるのは、奉仕者が福音を宣べ、ユーカリストを執行し、また牧者として神のことばとその実生活への結びつけを真に識別させるために共同体を導くときである。監督（あるいは監督の指導下にある他の聖職叙任による奉仕者）が自分たちに課せられた責任から、ある人を教理もしくは行為の面で誤っていると宣言し、時にはその人をユーカリストの交わりから排除しなければならないときに、監督は共同体の信仰と生活を無傷に守るために、そうしているのである。われわれ両方の教会は、例外的な場合における、このような懲戒処分を行う必要を、キリストによって奉仕者が与えられた権威の一部として常に認めてきた。実践上このような懲戒処分を行うのがいかに困難であってもそうである。これこそは、監督は「日常生活における信仰と愛を維持するのに必要な従順を要求することができる」（5項）とわれわれが述べたことの意味である。しかし聖職叙任による奉仕者はその権威を孤立して保持するのではなく、他の奉仕者たちや共同体の全員とわかつち合っている。キリストの体において果たす役割が何であれ、すべての奉仕者は共同体を無傷に守る責任を負わされている。

## 裁治権

6. 批判者はさらに二つの事柄を明確にするように要求した。一つは、裁治権という言葉でわれわれが何を意味したかである。われわれは裁治権を、職務を効果的に果たすために必要な権威あるいは権限（po-

testas) と理解する。この権威の行使およびその限界は、職務の役割によって定められる（権威16～22項参照）。

われわれの両教会には多数の小教区を包含する監督区、および教会管区が国全体か国際的地域かの次元でまとめられた監督区群の組織が存在する。これらはすべて特別の監督職（エピスコペー）のもとにあら。それを行使するのは、教会の全体的司牧の責任をもっている奉仕者たちである。もっとも、彼らのこの責任に、他の人びとも参与している。そのような監督職の行使者に与えられた裁治権は、共同体内のコイノニアおよび複数のキリスト者共同体間のコイノニアに奉仕し、それを強化するために与えられたものである。

第二に、異なる次元における監督職に付与された裁治権は、同じ職位の奉仕職の間でも、常に同一の仕方で行使されるべきであるとわれわれが主張しているのかどうかが問われた。批判者たちは、首座の監督と教区監督の関係、および両者の間におこりうる抗争を例として挙げている。われわれは、この問題は基本的には裁治権の問題ではなく、一つであるキリストの体のうちにおける異なる型の監督職の相互補完性と調和ある働きの問題であると考える。職務を果たすために必要な権限である裁治権は、監督職のそれぞれの形の固有の機能に応じて異なる。したがって、裁治権という法的な用語を使用したのは、われわれが異なる次元で監督職を行使する者すべてにまったく同じ教会法上の権限を認めたことを意味するのではない（権威 II 16項参照）。

## 地域的首位権

7. 地域的首位権についての委員会の扱いが不十分であるという批判の声があげられている。批判者たちは特に古代にさかのぼる総大主教制度が十分に扱われていないと述べた。

本委員会は首位権の起源を取り扱ったときに（10項参照）、この制度を無視したわけではない。声明は、「首都の監督」あるいは「総大主教」<sup>metropolitan patriarch</sup>といった特定の言葉こそ用いなかったが、それぞれの地域において特別な監督の責任を負う監督者に言及することによって、監督たちの共同責任の形を表すために東西両教会で歴史上用いられてきたこれらの称号が指しているものを表現しようとしたのである。本委員会は、われわれ両方の教会の中で現代において地域的首位権の新しい形が発展してきたということを指摘し、この発展の重要性を強調した。例えば、ローマ・カトリック教会において各国の司教協議会議長が選挙によって決められることや、聖公会において首位権者が選挙によって選ばれることは、このような発展である。

## 首位権と歴史

8. 本委員会は、ただ歴史だけを根拠にしてローマ監督座の首位権を主張したと批判されている。しかし、委員会が出した論拠は歴史だけを根拠にするものではない（23項参照）。

キリスト教教理によれば、キリスト者共同体が真理において一致していることを示すためには、可見的な表現を必要とする。われわれは、

そのような可見的表現は神の意志であり、全教会的次元における可見的一致の維持のためには全教会的首位権をもつ監督職（エピスコペー）

を必要とするということで合意に達した。これは教理的声明である。

しかし、監督職が教会生活（そこでは会議制と首位権との間の均衡が上下に変動する）の中で具体的に実現される仕方は、偶発的な歴史的諸要因と靈の導きによる発展に依存するであろう。

ローマ以外に位置する全教会的首位権の存在を考えることは可能であるが、ペトロスとパウロスの基本的証しと、ローマ監督座が全教会的監督職を継続的に行使してきたという事実は、ローマ監督座にこそ全教会的首位権があると考えさせるユニークな推定を提供する（権威6～9項参照）。したがって、ローマ監督座に全教会的首位権を認めるることは、全教会的首位権が必要であるという主張とは異なる次元での主張であるが、ローマ監督の全教会的首位権は聖靈の摂理的な導きと切り離して考えることはできないのである。

聖靈を通して実行される神の計画は、諸地域教会のコイノニアにおける実り豊かな多様性と、全教会的なコイノニアの特徴であるべき基本的な事柄における一致を、共に維持することであるとわれわれは考えている。分離を続けてきたわれわれ両教会の歴史は、人間の失敗や歴史的諸要因によってしばしば歪められたり、破壊されたりしてきた（22項）一致と多様性の間の適切な神学的均衡の必要性を明らかにしたし、今日も明らかにしている。

したがって本委員会は、歴史において発展してきたもの、ローマ監督座の現在の実践などを必ずしも規範的であると言うのではない。ただ、

可見的な一致のためには諸教会の全教会的コイノニアに奉仕する監督職の相互補完的両面——首位権と会議制——の一般的なパターンの実現が必要であるということを主張しているだけである（23項）。聖公会側の抗議の多くは、全教会的首位権そのものよりも、ローマ監督座の首位権行使のしかたと、その個別的な権限主張に対して向けられてきたのである。

聖公会が首位権の原理と実践を否定したことは一度もなかった。全聖公会におけるカンタベリー大主教の役割の増大は、首位権について新たに考察することを刺激した。この型の首位権の発展は、聖公会が世界中に広まるにつれて、信仰の一致に奉仕する必要から生じてきたのである。この首位権は、信仰上の事柄についての指導を求める海外諸管区の要請に応えて始められ、歴代のカンタベリー大主教によって召集されたランベス会議によって表される。この会議は、聖公会における会議制と首位権の間の関係の特別な一例である。

本委員会はすでに、会議制を抑制しない全教会的首位権を両教会が承認することから両教会が受ける利益と刷新の見通しについて言及した。「この相互承認の見通しは恐れではなく、信仰をもって受けとめられるべきである」（共同議長序文）。ときとして、聖公会の人びとは過剰な中央集権化を予測して恐れ、ローマ・カトリック教会の人びとは教理上の不統一を予測して恐れる。恐れをなくす信仰をもっている人はかえって、諸教会間のコイノニアの一致に奉仕する首位権と、その交わりの多様性を保証する会議制との間の正しい均衡の見通しに目を向けるであろう。

## 教会における権威Ⅱ

## 声 明（1981年）

### 序 論

1. 教会における権威に関するわれわれの第一の合意声明の末尾において、われわれは「教会における権威、ことに首位権の基礎的諸原理に関する合意」に達したと主張し、その合意は「根本的な重要性を持つ」(24項)と述べた。しかしながら、権威に関する四つの中残っている問題については、より深い研究が必要であることを述べた。というのは、これらの問題が解決されなければ、それはわれわれが完全な一致に向かって共に進むことを大いに妨げるであろうと思われるからである。四つの問題とは、すなわちペトロスに関する聖書の章句の解釈の問題。「神授の権利」という表現の意味の問題、教皇が不可謬であるという主張の問題、そして全教会的首位権者としてのローマの監督のものとされている裁治権の本質に関する問題である。この五年間の研究の結果、われわれは今、これらの問題の重要性と意味合いについての新しい評価を提示することができる。

### ペトロスに関する聖書の章句

2. 使徒の中のペトロスの地位は、たびたび、監督たちの中のローマの監督の位置と関連づけて討論されてきた。したがって、われわれは新約聖書に見られる資料および普通「ペトロスに関する章句」と呼ばれるものを吟味しなければならない。

3. 新約聖書は、教会を使徒たちの証しと委任に根づかせようとしたキリストの意志を明白に強調しつつ、十二使徒のうち、ペトロスに特別な地位を帰している。ペトロスに関する章句は、イエス自身の語ったことばであろうとなかろうと、ペトロスがイエスの宣教活動中すでにこの地位を持っていたことを伝える初期の伝承があったことを示している。個々の章句を個別的に見ると、ペトロスの地位に関する指摘は、確定的ではないと思われる。かもしれないが、全部まとめてみると、ペトロスの卓越した地位の概要を示してくれる。そのうち最も重要な章句は、次のものである。イエスがシモンにケファスという名をつけたこと、十二使徒およびそのうちの三人の使徒のグループ（ペトロス、ヤコボス、ヨハネス）の名があげられるときペトロスの名が最初にあげられていること、イエスがメシアであることを告白したペトロスの信仰（マタイ16:16；マコ8:29；ルカ9:20；ヨハ6:69）、ペトロスを岩と呼んだイエスの答え（マタ16:18）、兄弟たちを力づける任務（ルカ22:31～32）、小羊を飼う任務（ヨハ21:16～17）、そして復活した主がペトロスに特別に出現されたこと（例えばルカ24:34；コリ15:5）である。「使徒の宣教」の作者はその著作の後半でパウロスの使徒としての権威を強調しているが、前半ではペトロスの指導に焦点を合わせている。例えば使徒たちの団体を代表してしばしば語るのはペトロスであるし（使徒3:15；10:41）、またユダヤ人に福音を最初に宣言したのも彼であり、キリストの教会の門戸を異邦人に初めて開放したのも彼である。パウロスは使徒の中でのペトロスのこの卓越した地位を認め、ヤコボスの重要な位置をも承認していたようで

ある（ガラ1：18～19）。またパウロスはペトロスが非難に値すると思ったとき彼に反対することをためらわなかつたとはいえ（ガラ2：11）、エルサレムの会議でペトロスが取つた主導を認めたようである（使徒15）。

4. 司牧上の指導の責任はペトロスに限定されたのではない。「つなぐ——解く」という表現は、マタイオス16：19でペトロスに任務が明白に委任されたことを表すために用いられるが、同じ表現がマタイオス18：18ではキリストがすべての弟子たちに直接なされた約束のことばの中にも見られる。同様に教会が建てられている土台は、マタイオス16：18ではペトロスであると言われているが、新約聖書の他の箇所では使徒団全体であると言われている（例えば、エフェ2：20）。ペトロスが聖霊降臨の日に使徒たちを代表して説教したとはいえ、復活したキリストは、全世界に福音を宣べ伝える使命を、それ以前に十一人の使徒に与えていた（使徒1：2～8）。パウロスは十二使徒のうちの一人ではなかつたが、彼も主ご自身より受けた権威をもつて際立つた指導を行い、ペトロスや他の使徒たちと共に同様な責任と使徒的権威を有していたことを主張したのである（ガラ2：7～8；コリ9：1）。

5. ペトロスはキリストに強く叱責されたり、キリストを否むという劇的失敗を犯したりしたにもかかわらず、新約聖書の作者たちの見方によれば、彼は特別重要な地位を占めている。ペトロスはキリストがメシアであると最初に宣言した人であるが、彼の特別な地位は、彼自身の才能や性格によるものではなかつた。それはキリストによって彼が特別に召されたということによるものであった（ルカ6：14；ヨハ21：

## 声明

15～17）。しかしながら新約聖書がペトロスの奉仕職の特殊性を強調しているとはいえ、この奉仕職は使徒の奉仕職であり、ペトロスを他の使徒たちの奉仕職から孤立させるようなものではない。

イエススが教えておられるとおりに真に指導することは、他人を支配することではなく他人に奉仕することであるということに応じて（ルカ22：24以下）、兄弟たちを力づけるというペトロスの役割（ルカ22：32）は、奉仕によって実現される指導である。したがってペトロスは、教会の一致を危うくする危険を乗り越えるように援助することによって、教会に奉仕する（例えば、使徒11：1～18）。たとえ、パウロスが彼を非難したことからも明らかのように（ガラ2：11～14）、ペトロスがその弱さの故に援助と叱責を必要としていようとも、そうである。以上の考察は、使徒の中でのペトロスの役割と監督者たちの中でのローマの監督の役割との間にすると指摘されてきた類似を明確にすることに役立つ。

6. 新約聖書はペトロスの指導的地位の継承について明確な記録を載せていないし、また使徒的権威の継承という一般的な問題についてあまり明白には記していない。さらにペトロスに関する章句は教父たちの時代からすでに、種々様々に解釈されてきた。しかしペトロスとパウロスが教え殉教したローマの教会は、諸教会群の中でユニークな責任を持っていると認められるようになった。その監督は諸教会の一致と関連して、また使徒伝来の遺産を忠実に守ることに関連して、特別な奉仕を行うとみなされていた。このように他の監督たちの間でローマの監督は、聖書がペトロスに帰している機能に類似する機能を行使した。

このローマの監督がペトロスの後継者であると主張されたのである（12項参照）。

7. 教父たちや教会博士たちは次第に新約聖書の章句をこれと同じ方向を指しているものとして解釈するようになった。この解釈に対して異論が出され、それは、実際に起こった発展を正当化しようとする試みから生じたものである、と主張された。しかし新約聖書の章句がローマの監督の首位権を主張するために十分な根拠を示していないことを認めながらも、この首位権が新約聖書に矛盾せず、教会の一致と普遍性に関する神の意図に属するものであると考えることができる。

8. われわれ双方の伝統は、キリストの復活と救いの業の証人としての使徒たちに関して言われていること（使徒1：21～22）のすべてがそのまま、彼らの使命を続けるために選ばれた者たちに譲渡されていないことを一致して認めている。使徒たちはただ一度行われ永久に有効なキリストの救いの業のユニークな証人として立てられているからこそ、教会の土台である。ペトロスの役割は、使徒団のそれから孤立させられたことは決してない。したがって使徒団の使命の譲渡可能性について言ったことは、その一員としてのペトロスについても言える。したがって、「この岩の上にわたしの教会を建てる」という言葉がペトロスに語られたとはいえ、この言葉が同じ意味でローマの監督にもあてはめられうると結論することはできない。たとえペトロスの役割が全体として譲渡され得ないにしても、これは使徒たちの使命を継続する者たちの間における、聖霊に導かれた一致のための奉仕職の継続を除外するものではない。

## 声明

9. ローマの監督の指導が福音の真の教えに一致せず、それ故一致の真の焦点となっていないと思った人びとによってその指導が排斥されたことがあったとしても、それにもかかわらず、われわれは再び一致した教会の中に全教会的首位権が必要であると考えており、われわれがすでに述べたように（権威Ⅰ、23項）、その首位権をローマの監督が保有するのが適當であるということを認めている。新約聖書は全体として見ると、ペトロスの指導的役割を明確に示しながら、教会の一致と普遍性をただペトロスだけに関連づけて描いているのではない。諸教会の全教会的交わりは、キリストへの信仰、みことばの宣教、使徒的職制に属する司牧者たちが信者のために執行する諸秘跡への参加によって結ばれた信仰者たちのつどいである。再び一致した教会において、ペトロスの役割にならった一つの奉仕職が存在することは、そのような一致のしるしとなり、保証となるであろう。

## 神授の権利 (Jus divinum)

10. 権威についての第一の声明において、第一バチカン公会議がローマの首位権にあてはめた「神授の権利」という表現に関する二つの問い合わせられている。一つはこの表現が実際に何を意味するかということであり、他の一つは、この表現がローマ・カトリック以外の諸教団の教会としての位置を判断するうえでどのような意義を有しているかということである（権威Ⅰ、24b項）。われわれは以下、(1)これらの問題に関するローマ・カトリックの見解を説明し、(2)ローマ・カトリックの見解に対して聖公会から出されうる反応を述べ、(3)この点に関する

る合意を表明することを試みるつもりである。

11. ローマ・カトリック側は教会のための神の計画におけるローマの監督の首位権の位置に関する自分の確信を、伝統的に、「神授の権利」(jus divinum)という言葉で表してきた。この表現は、「ペトロスの座を受け継ぐ者」の首位権について述べるために、第一バチカン公会議により使われた。この公会議はローマの監督をペトロスの後継者として認めた。第一バチカン公会議は「神授の権利」という表現を、この首位権がキリストに由来するものであるということを表すために使った。<sup>1</sup> この表現の解釈について一般的定説はないが、この表現が少なくとも次のことを意味していることをすべての人が認めている。すなわち、この首位権が教会のために神の意図したものであるということである。この文脈において「神授の権利」という表現を、永久的制度としての全教会的首位権がイエスによって直接地上の生活中に設定されたという意味に取る必要はない。さらにその表現は、全教会的首位権者が、まるでキリストによる救いは、彼という水路を通らなければならぬかのように、「教会の泉」であるということを意味しているのではない。むしろ彼は教会のために神が望んだ目に見えるコインニアのしるしであり、多様性における一致を実現するための手段であるべきである。全教会的首位権者を、このように監督団の中と全教会の交わりの中に位置づけるときにこそ、その首位権を「神授の権利」という表現で表すことができる。

---

1. 「主キリスト自身の制定により、すなわち神授の権利により」 (Pastor Aeternus, 2章)。

12. 全教会的首位権が神の意志によるものであるという教義から、ローマの監督座と交わりを持たないキリスト教共同体は神の教会に所属しないという結論を引き出すことはできない。ローマの監督と教会法上の交わりを有することが、一定のキリスト教共同体を教会として認めると必要な要素の一つであるというのではない。例えば、ローマ・カトリック教会は諸東方正教会を、首位権の問題をめぐって分かれているにもかかわらず、教会として認め続けている（第二バチカン公会議、「エキュメニズムに関する教令」14項）。第二バチカン公会議は、神の教会がローマ・カトリック教会のうちに存在すると教えながらも、神の教会がローマ・カトリック教会と同じ広がりを持つという見解、またその教会においてだけ具現されているという見解を排斥した。第二バチカン公会議によれば、次のように言ってもよい。すなわち、ローマ・カトリック教会の見地からすれば、ローマ監督座と交わりを有していない教会は、ローマ・カトリック教会が保っている完全なキリスト教的交わりの目に見える表示に属していないという一点を除けば、なんら欠けるものはない、と（「教会憲章」8項、「エキュメニズムに関する教令」13項）。
13. 過去におけるわれわれの二つの教会の間柄は、全教会の生活に対してローマの監督の首位権がどのような積極的意義を有しているかということについて聖公会の人びとが考察するように促すようなものではなかった。それでもときどき、聖公会のある神学者たちは、状況が変われば、聖公会の諸教会がローマの首位権が発展してきたことを神の摂理の賜物として、言い換えると教会の中での聖霊の導きの効果として

認めることができるかも知れないと主張した。第一バチカン公会議が用いた「神授の権利」という表現を以上のように解釈するならば、首位権が神授の権利 (*jure divino*) であるという主張と首位権が神の摂理 (*divina providentia*) によって発生したという主張との間に実質的に相違がないのではないかと問うことができる。

14. ローマの監督の首位権が神授の権利であると主張することは、聖公会の諸教会が教会であるということの否定を含んでいると、聖公会の人びとは一般に推察していた。したがって聖公会の人びとは、ローマと和解するためには、聖公会の過去の歴史、生活、経験を排斥することが要求されると考えていた。このような排斥は、実際には、彼らの誠実さに背くことになったであろう。しかしながら、他のキリスト教諸教会の地位に関するローマ・カトリック教会の理解の最近の発展の故に、この特定の問題は、もはや権威に関する第一の声明（23項）の中に述べたようなローマの監督の全教会的首位権を、教会に対する神の意志として容認することをもはや妨げないであろう。

15. 過去において、ローマの監督が神授の権利として全教会的首位権を有しているというローマ・カトリック教会の教えは、聖公会の人びとによって受け入れられないものとみなされていた。しかしながらローマの監督の首位権は、われわれ双方の伝統と両立するような意味で全教会的コイノニアのための神の計画の一部であると主張できるとわれわれは信じている。この合意があるる故に、第一バチカン公会議が使った神授の権利という表現はもはや、われわれわれが意見を異にする点とみなすべきではない。

## 裁治権

16. 教会における裁治権は、職務を行使するのに必要な権威あるいは機能 (potestas) と定義されうる。われわれ双方の教会において、これは職務の効果的遂行のために授けられるものであるが、このことこそ、裁治権の行使と限界を定める。その裁治権は、それぞれの監督職 (エピスコペー) の特定の機能に応じて、それぞれ異なる。種々の段階の監督職 (例えば、首座にある監督〈primates〉、首都の監督〈metropolitans〉、そして教区監督) が有している裁治権は、すべての点で同一ではない。

同じ法律用語が用いられていることで、種々の段階で監督職を行使するすべての者に全く同じ権威が授けられているということを意味するのではない。首都の監督が彼の教会管区内で裁治権を持っているときに、この裁治権は教区監督により行使される裁治権と同様な裁治権をもっと広い地域に対して行使するというようなものではない。首座の監督の裁治権は、彼が他の監督たちに対して果たすべき特定の機能により定められるものである。

17. 各監督は、自分の監督職を行使するために必要な司牧的権威をゆだねられている。この権威は、神のみことばの宣教と説明を通して信仰を教えるという監督の務めと、その教区においてサクラメントの執行を配慮する務めと、教会が清らかさと真理を保ち続けるようにする務めとにより、要求されると共に限定されている (権威 I、5 項参照)。したがって監督がその務めを行使するにあたって彼の行った決定は、権威を帶びているものであり、その教区内の信者にはその決定を受け入れる義務がある。通常は裁治権と呼ばれているこの監督の権威は、

コイノニアのために必要な彼の職務によって要求された決定を下したり実行させたりする責任を含む。それは、他人の自由を牛耳る一人の人物の専断的権能ではなく、監督が牧者としてその群れに奉仕するために必要なものである（権威解説、5項参照）。これと同様に全教会的首位権者はその諸機能を全教会のコイノニアと監督団の中で果たすために必要な裁治権行使する。その機能のうちの主なものは、全教会の信仰と一致に奉仕することである。

18. 第一バチカン公会議によれば、ローマの監督に全教会に及ぶ通常で直接な裁治権があるが、その教えに対して難色が示された。これらの専門用語が誤解されたことによって、問題は一層深刻になった。全教会的首位権者としてのローマの監督の裁治権が通常で直接なもの（媒介されたものではない）と呼ばれている理由は、それが彼の職務に属するものであるということである。それがさらに全教会に及ぶと呼ばれていることの理由はただ、その裁治権が全体としての教会のコイノニアおよび教会の各部分におけるコイノニアの一致と調和に奉仕することができるようになるものでなければならないということだけである。

このような裁治権をローマの監督に付与することは、聖公会の人びとに憂慮の種となっている（権威 I、24d項）。彼らは、例えばその管区に対する首都の監督の諸権利やその教区に対する監督の諸権利をローマの監督が奪い取ることになりはしないかと恐れたり、中央集権化された権威が地方の状態を必ずしも十分理解せず、文化の正しい相違を尊重しないことになりはしないか、また良心と思想と行動の正しい自由

## 声明

が危うくされることになりはしないかなどと心配したりするのである。

19. 全教会的首位権者はその奉仕職を、孤立してではなく他の監督たちの団体と協力して行使すべきであり、その執行方法は、はっきりそのようなものとして現れるべきである（権威Ⅰ、21、23項）。このことは、場合によって彼が全教会を代表して語り行動する彼自身の責任を決して減ずるものではない。全教会への配慮はすべての監督職の本質に属するものであり、教区監督は全教会的首位権者の全教会に及ぶ裁治権により、この配慮を現実的なものにすることを助けられる。しかし全教会的首位権者は教区監督がそこから自分の権威を引き出すところの泉ではないし、また全教会的首位権の権威が首都の監督や教区監督の権威をそこなうものでもない。首位権は教会の上位にある独裁的権力ではなく、教会の中での教会への奉仕であり、その教会は信仰と愛における諸地方教会の交わりである。

20. 全教会に及ぶ裁治権の範囲は、教会法によってはっきりと定められ得ないが、その執行には倫理によって定められた限界がある。その限界は教会の本質及び全教会的首位権者の司牧的職務の本質に由来するものである。教会を建てるために与えられた裁治権の故に、全教会的首位権者には、特別な場合ある教区の事柄に干渉する権利があり、さらに教区監督の決定に対する控訴を受理する権利がある。教区監督が全教会的首位権者の権威に従属しているのは、首位権者が同僚の監督たちの団体と協力して全教会の信仰と一致を保護する役割を持っているからである。

21. 全教会的首位権者の裁治権の目的は、教会の普遍性と一致とを促進

したり、諸教会の様々の伝統の宝をまとめたりすることである。地方教会の特殊性を保持するという監督団と首位権者の務めは、それらの教会の習慣と伝統が信仰に反したり一致を破壊したりしない限り、それらを十分尊重することを含んでいる。一致の追求と普遍性への関心は分離してはならない。

22. 裁治権の本質に関する以上の諸原則が教会の構成に関して聖公会とローマ・カトリック教会がいだいている理解と一致するものとして認められるとしても、一致した教会でのそれらの具体的適用に関して特定の諸問題が残っている。聖公会はローマの監督の全教会的首位権の承認が、聖公会が重んじる神学的・典礼的伝統やその他の諸伝統の排除を伴わず、さらに全く異質の伝統を押しつけることをも伴わないということを保証される権利を持つ。われわれは以上述べたことが、そのような保証のための十分な根拠を提供していると思う。この問題に関連して1970年のパウロ六世のことばを思い起す。「聖公会に固有で正当な威信を低めたり、固有な信心や慣習の貴重な伝統をそこなったりしようとすることはしないだろう……」<sup>2</sup>。

---

2. 神のしもべらの謙虚なしもべであるローマ・カトリック教会が聖公会を、キリストの家族の唯一の真の交わりの中で、常に愛してきた姉妹としてだきしめるができるようになったときに、「聖公会に固有で正当な威信を低めたり、固有な信心や慣習の貴重な伝統をそこなったりしようとすることはしないだろう」(AAS 62(1970)753ページ)。

## 不可謬性

23. 道であり真理であり生命であるキリスト自身が、われわれに福音を委託し、彼の教会に、われわれの従順に値する教導権を授けられる。キリストの約束どおりに聖靈を宿している教会は全体として、あらゆる時代の預言者、聖人、殉教者たちの証言を考慮に入れつつ、真理を証しし、教え、保護するものである（権威Ⅰ、18項参照）。教会がその使命を効果的に遂行しうるように聖靈が助けるということを、教会は確信している。その結果、教会がその本質を失うことも、その目的に達しないことも決してなかろう。<sup>3</sup> 正当な権威筋によってなされた教義上の決定が、聖書に基づく、教会共同体の信仰と一致しなければならず、教会の考えによって解釈されるべきことをわれわれは共に認めているし、どんな教導権も元の使徒的信仰に新しい啓示をつけ加えることのできないことをも認めている（権威Ⅰ、2、18項参照）。そこでわれわれは、危機の時に、真理を識別し、教えるという特別な奉仕職の恵みが一人の人物に与えられているかどうかと問うべきである。その恵みの目的は、神の民を真理にとどまらせるために、教会の名において権威的に語るようにさせることである。
24. 教会を真理のうちに保つためには、教会が一定のときには、主要な

---

3. これは不可滅性（indefectibility）という語の意味である。この語は教会に欠点がないことを言おうとはせず、教会の多くの弱さと失敗にもかかわらず、地獄の門が教会に勝てないという約束をキリストが忠実に守られるということを言おうとしている。

教義についての決定的判断を下すことが必要である。このような判断は教会の永久的証しの一要素になる<sup>4</sup>。そのような判断は何が真実であるかを明確にし、福音の宣言にあたって教会の確信を強化する。このような判断の明らかな例は、全教会会議が信仰宣言を出す際に見られる。このような判断は、啓示に基づき、時代の要求に適しているものである故に、真理において一新された一致を表現し、全教会をその一致へと招き寄せる。

25. 教会の全員がこのような宣言にかかわっており、その宣言は彼らの真理把握を一層明らかにし、豊かにする。他方宣言に関する彼らの活発な熟考は、その宣言の意味を一層明らかにする。さらに、宣言が神の民から受け入れられることによって初めて権威あるものになるわけではないが、信者の同意（consensus fidelium）は信仰に関する教会の権威的決定が聖靈によって誤らないように実際に守られたことの最終的しである。教会を真理のうちに保つ聖靈は、宣言を正しいものとして信者に受け入れさせ、そして宣言が啓示を正しく説明するものであれば、信者がそれを自分のものにするように導くのである。

26. 教会は教導権を、種々の手段や機関を通して種々の段階で行使する（権威Ⅰ、9、18～22項参照）。信仰に関する事柄が問題になるときに、教会が全教会会議で決定を下すことができる。これらの決定に権威があることをわれわれは共に認めている（権威Ⅰ、19項参照）。またコイ

4. これは、三十九箇条のうちの、「教会が信仰をめぐる論争に関して権威を持っている」という第20条が示しているとおり、聖公会の教えと一致する。

## 声明

ノニアをつかさどりながら、教会の名において権威をもって語ることのできる全教会的首位権者が、一致した教会の中に必要であることをすでに認めた（権威Ⅰ、23項参照）。この全教会会議と全教会的首位権者との両者を通して、教会は、信仰に関する事柄について決定的な判断を下し、こうして誤りを排除することができる。

27. この奉仕の目的は、啓示の内容に何かをつけ加えることでは決してなく、ある重要な教えを思い出させ、強調することであり、信仰をより明白に説明し、誤りを摘発し、十分に認識されていなかった含みを引き出し、キリスト教の教えがどのように当時代の問題にあてはまるかを示すことである。これらの声明の意図は、信者の共同体が少なくとも暗黙のうちにすでに信じている信仰上の事柄を詳述し、解明し、あるいは宣言することである。教会のコイノニアの健全さのために教会に代わって権威的に語る人びとのすべての声明を真理の永久的表現とみなす必要はない。しかし司牧上の緊急かつ重大な問題について意見の深刻なくい違いが起こることもあり得、そのとき、より決定的な判断が要求される。このような声明も教会の考えを表現することを意図しているが、教会の考えはその時や場所との関連においてのみ理解されるのではなく、教会のすべての経験と伝統に照らして理解される。そのようなすべての宣言は、特定の歴史的状況をきっかけにしており、いつもその時代の思想と枠組みに基づく表現で表される（権威Ⅰ、15項参照）。しかしこれらの宣言は、信仰の本質を擁護するものであるなら、生き続けていく教会の中で、永続的な意義を持ち続ける。

教会の教導権は奉仕であり、信者は特に迷いの多い時代にそれに指

導を求める。しかし教導権の教えが真実であることの最終的保証は、それを語る人物の性格や職務によるものであるよりも、その教えが福音を忠実に伝えていることによるのである。教会の教えは、真実である故に宣言される。それがただ宣言される故に真実だと言うのではない。そのような権威的宣言の価値は、信者を指導するという点にある。しかしながら、全教会会議も全教会的首位権者たちも、公式宣言の場合できえも、必ずしも常に誤謬を犯さないように守られているわけではない（権威解明、3項参照）。

28. 教会の決定は通常教会会議を通じてなされるが、ときには他の監督たちと交わりを保ちながら、首位権者はときとして教会会議とは別に決定を下すことができる。教会が基本的誤りに陥らないように守る任務は全教会にあるのだが、全教会的首位権者は教会に代わってそれを執行することができる。教会における権威の執行は、聖霊が他の機関や個人を動かすという自由を必ずしも窒息させるようなものではない。事実、教会の歴史の中で、教会会議や全教会的首位権者が、攻撃的とされていた正当な見解を擁護するときがしばしばあった。

29. 全教会的首位権者としてのローマの監督は、教会が誤らないように守るという奉仕の務めを、教会会議を通して、また教会会議以外の方法でも執行してきた。例えばレオ一世がカルケドン教会会議によって受理されたその手紙の中で表した判断は、キリストにおける二つの本性に関して調和のとれた見解を保つのに役立った。これは、他の監督たちがただの諮問的役割を果たすに過ぎないという意味ではないし、またローマの監督のすべての声明が、当面の問題をただちに解決した

## 声明

り、永久的に問題を決定したりするという意味でもない。ローマの監督判断が決定的に真理を識別するものとなるためには、それは厳しい条件を満たさなければならない。すなわち、彼は明確に、コイノニアの中の焦点として語らなければならず、外部の圧力に束縛されてはならず、他の監督たち及び全体としての教会の考えを先に見いだすよう努めなければならず、信仰や道徳の件に関して拘束力のある決定を下すというはっきりとした意図をもって語らなければならない。これらの条件のうちのいくつかは第一バチカン公会議により表明された。<sup>5</sup>これらすべての条件が満たされたことがはっきりしたとき、ローマ・カトリックの人びとは、教皇の判断が誤らないように守られており、彼の宣言したことが真実であると結論する。聖公会の人びとは、教皇が皆から受け入れられるように提出した宣言が聖書で表された信仰を正しく解釈し正統な伝統と一致するものであるということが明らかでないときには、その宣言を受け入れることをひとまず保留し、それを研究し討議することを義務と考えるであろう。

---

5. 「教皇の宣言は、教会の同意によってではなく、それ自体によって不可変 (irreformables) である」(Pastor Aeternus、4章) という句は、教義上の声明の受容が、ローマ・カトリック教会において重要であることを否定しているのではない。この句は、教皇の声明が司教たちによって後に承認されてから初めて「撤回不可能」になると主張した人々の意見を排除するために、第一バチカン公会議によって用いられた。「撤回不可能」という語は当の宣言がその問題に関する教会の最後の言葉であることも、宣言を他の言葉で表現し直すことができないということも意味しない。

30. マリアについての二つの信仰宣言に対する聖公会の多くの人びとの反応は、この態度を示す一例である。この二つの信仰宣言だけが、われわれの二つの教会が分離した後に、ローマの監督が教会会議を通さず宣言した教義である。聖公会の人びととローマ・カトリックの人びとは、この二つの教義が表そうとしている教えの大部分を一致して認めることができる。われわれは、神と人との間の仲介者はただ一人イエスス・キリストであることを共に認めており、この主張を不明瞭にするような、マリアの役割についてのどんな解釈も排斥する。われわれはさらに、マリアについてのキリスト教的理解がキリストと教会に関する教義と分かちがたく結ばれていることをも共に認めている。またマリアの祝日を守り、諸聖人の交わりの中で彼女を崇敬しつつ、神の母 (Theotokos)<sup>6</sup> であるマリアが受けた恩恵と独特な使命をも共に承認している。われわれは彼女がわれわれのあがない主の母となるために神の恩恵によって準備されたことをも共に認めている。マリア自身、このキリストによりあがなわれ、栄光に迎え入れられた。われわれはさらにマリアがすべてのキリスト者にとって聖き、従順、信仰の模範であることをも共に認めている。われわれはキリストの受肉の前でも後でも彼女が神の教会を表す預言的象型であったとみなしうるということをも承認している。<sup>6</sup> しかしながら無原罪懐胎とマリア被昇天の教義は、聖公会の人びとの中で、これらの教義によって表されている精確な内容が聖書により十分立証されないと考えている人びとにとて特別な問題となっている。ローマの監督がマリアに関するこれらの教理を、すべての信者を義務づける教義として、教会会議とは別に執行さ

## 声明

れたその教導権を用いて宣言したという事実は、聖公会の多くの人びとにとって、教会会議とは別に執行される形の教皇の教導権を、決して受け入れやすいものにはしない。聖公会の人びとは、われわれ二つの教会が将来一致すれば、自分たちがこれらの教義的声明を受け入れるようになり要求されるであろうかどうかという問い合わせをも出すに違いない。われわれの分離の結果の一つとして現れた傾向は、聖公会とローマ・カトリック教会の人びとが、キリスト教の信仰の基本とより密接に関連している他の教義よりも、マリアに関する諸教義そのものの重要性を誇張することである。

31. 一致した教会で全教会的首位権が必要であることについてわれわれが合意したとはいえ、聖公会の人びとは、ローマの監督の公的決定が、信者によって受け入れられる以前に全く真実であることを知りうるようになる、彼の判断を助ける神の恵みが、ローマの監督の職務に必然的に付随しているということを認めない。しかしながら受容の問題は

---

6. マリアの無原罪懐胎というローマ・カトリック教会の主張は、キリストの受肉の神秘における彼女の独特な役割の承認に基づくものである。われらの救い主の母となるためにこのように準備されることによってマリアは、キリストによって獲得された救いが彼の生まれる前に全人類のうちに既に効果を及ぼしたということのしるしともなる。マリアが天で受けている栄光が救いの実りへの完全な参加を含んでいるという主張は、来世の生命が既に現世の生命に入り込んできたという信仰を表現し強めている。ローマ・カトリックの人びとはマリアに関する教義が、聖書と一致する信仰をことばで表していると確信している。

もともと難しいことである。信仰についての論争に関して出された、どの教会会議の宣言も、どの教皇の宣言も、それがキリスト者各々により吟味され、私的判断によって調べられるまでは、好意的評価と承認を受ける権利を持たないと述べるのは誤りである。全教会的首位権者の判断を守る特別な恵みが仮にないとしても、教会が啓示の正しい教えを受容し確かめる手段を他に有しているであろうということを、われわれは共に認めている。これは、ローマ監督座との完全な交わりを有していない諸教会のうちに恩恵と真理の賜物があると認められていることから明らかである。

32. ローマ・カトリック教会の伝統は「不可謬性」という語を、判断を下すとき基本的誤りから確実に守られていることを示すために用いてきた。<sup>7</sup> われわれはこの表現が神についてのみ無条件で用いられるものであり、これを人間について用いるときに、厳しく条件づけられて使っていても、多くの誤解を生みがちであることを共に認めている。それ故、教会を誤りから守ることについてのわれわれの信仰を述べるとき、この語を使用することを避けた。またわれわれは、ある特殊な条件のもとで、ローマの監督が不可謬であるという主張が、彼のすべ

7. ローマ・カトリックの教理において「不可謬性」とは、教会を真理のうちに保つために、判断が誤らないように守られていることのみ意味するのであって、人が神から靈感とか啓示を受けることを意味するのではない。さらにローマの監督に認められた「不可謬性」の賜物は、一定の状況において、また特定の条件のもとで、教会の不可謬性の機関となることを得させる賜物である。

ての声明を過度に重視することに導きがちであったことをも認める。

33. われわれはすでに、会議制と首位権が相互補完的であることを共に認めた（権威Ⅰ、22-23項）。われわれは今教会にとって、神の民が積極的に関与している多様で分散した権威とともに、真理と愛における可見的な一致のしもべであり焦点でもある全教会的首位権者も必要であるということをともに合意することができる。このことは、われわれの間のすべてのくい違いが取り除かれたということではない。しかし、教会にとって可見的な焦点となるべき全教会的首位権者が、生きている教会の中でペトロスのような役割と職務を果たすとすれば、その職務に対して、はっきりした教導の責任と、その行使を可能にする聖霊の適切な賜物が必然的に伴うということである。

われわれの二つの教会において会議制と首位権について交わされている現在の議論は、これらの問題に関する立場が固定化したままにとどまらないであろうということを示唆している。われわれが思うに、実践的な処置が取られて、われわれの二つの教会がより明らかに一つのコイノニアの中で共に生活するようにならない限り、いくつかの問題は完全には解決されないであろう。

## 結び

聖公会——ローマ・カトリック教会国際委員会のこの最終報告は、聖公会とローマ・カトリック教会との関係の歴史の中で重要な一段階となっている。われわれの分裂が起こった時以来の長期にわたる懸案を解決するために真剣な対話に入るという、われわれ双方のそれぞれの権威筋がすでに1966年に下した決定に応じて、われわれは三つの主要な論争分野にしぼって論じることになった。それは、ユーカリストの教理、奉仕職と聖職叙任、教会における権威の本性と行使の問題である。

しかしこの対話が目指したのは、われわれの和解にとって中心的なものである教理上の合意の達成であつただけではなく、一つの有機体としての一致というもっと大きな目標であった。われわれの最終報告の中に示された双方の理解の接近は、キリスト者の一致を目指す旅路における次の一段階として、われわれの教会間の新しい関係を樹立することを求めると思われる。

本委員会が出したような諸声明が自分たちの伝統の中で特有で真実であるすべてのものの存在を脅かすと考える人びとの恐れをわれわれは理解できるが、同調はしない。われわれが希望するのは、ローマ・カトリックと聖公会の人びとだけでなく、すべてのキリスト者もわれわれの実質的同意に賛同するということであり、われわれの行ってきたことが、われわれの二つの教会の和解に役立つだけでなく、神の民全体の、目に見える一致にも貢献するということである。

われわれは自分がいかに他の人びとの世話をなっているか、また自分が

## 結び

他の人びとにまだなすべき仕事をどれほど多く残しているかということをよく知っている。われわれの合意はまだ論議の必要があるが、聖霊の導きのもとにわれわれの両教会が信仰と愛の点で一層接近したことが、この1981年には十分明らかになった。われわれが和解を得るために、またわれわれが対話の初めから、神への従順をもってひたすら目指してきた完全な交わりを追求するにあたってわれわれを前進させるために、重大な措置が勇敢に取られるであろうという大きな期待が、方々で見られる。

# 付 錄

## 委員会の会議記録

1. 第一回聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会は、1970年1月9～15日、ウィンザー城の聖ジョージハウスにて開催。委員会はマルタ報告に従い、ユーカリスト、奉仕職(ミニストリー)、権威の問題を、コイノニア(交わり)という根本概念との関連で検討した。これら三つの主題について、聖公会とローマ・カトリック教会のそれぞれの立場を表明した論文が事前に作成された。
2. 第二回会議は、1970年9月21日～28日、ベネチアのサン・ジョルジオ島のフォンダツィオーネ・チニにて開催。権威に関する準備的論文があらかじめオックスフォードで委員たちによって作成され、奉仕職に関するローマ・カトリックの立場を示した論文が米国から提出され、ユーカリストに関する論文が南アフリカ聖公会—ローマ・カトリック教会委員会から提出された。本会議に由来するユーカリスト、奉仕職、権威に関する論文がTheology(1971年2月)、Clergy Review(1971年2月)、One in Christ(1971年2～3号)誌上に発表された。しかし、これらの論文は、それらを作成するように委託された各小委員会の名で出されたものにすぎなかった。道徳(倫理)神学の諸問題も考察され、三人の顧問から委員会に道徳神学の問題についての論文が提出された。しかし、委員会の主たる業務が緊迫したものであったから、道徳神学の諸問題を継続的に検討することは不可能となつた。また、それ以降委員会はそのつど一つの問題に限って集中的に検討すべきことが決定された。

3. 委員会は、1971年9月1～8日、再び場所をウィンザー城聖ジョージハウスに移し、第三回会議を開催。この会議のため、あらかじめユーカリストの犠牲に関する一連の小論文がオックスフォードで準備として作成された。ユーカリストにおけるキリストの現実的臨在に関する聖公会とローマ・カトリック教会の立場を表明する論文がカナダから提出され、また1971年4月12～16日、ノリッジのポーリングランドで開かれた小委員会は、ユーカリストに関する声明の草案を作成した。ウィンザーにおいてはこのポーリングランド草案を三つの小委員会で検討し、特に臨在と犠牲の問題を集中的に討議した。草案の書き直しのあと、委員会は「ユーカリストの教理に関する合意声明」を完成し、両教会当局者の許可を得て1971年12月31日にこれを刊行した。この会議では社会的文化的要因も検討され、委員会は社会学者の顧問から論文を受理した。

4. 次の会議は、1972年8月30日～9月7日、イタリア、ガッツァーダのヴィラ・カニヨラにて開催。新約聖書における奉仕職に関する短い準備論文がオックスフォードで作成され、祭司職に関するローマ・カトリック側の論文がカナダから提出された。米国では、監督と長老に關し、聖公会とローマ・カトリックの両方でいくつかの論文が書かれ、また、南アフリカでは聖職位の問題に関する論文が一つ作成された。小委員会が、1972年5月22～26日、ニューヨークのウッドストック・カレッジにおいて会合を持ち、これらすべての準備資料を検討した。ガッツァーダにおいて本委員会は、新約聖書における奉仕職と使徒職に関する二つの草案を作成した。

5. 第五回会議は1973年8月28日～9月6日、カンタベリーの聖オーガスチン神学校で開催。この会議の準備として、オックスフォードにおいては使徒継承に関し、モントリオールにおいては祭司職について、南アフリカにおいては叙任について、共同研究が行われていた。小委員会は、1973年6月11～15日、ノリッジのポーリングランドで開催、前回の全委員会会議からの資料も含めてすべての準備資料が精査され、奉仕職と聖職叙任についての草案が全委員会に提出するために作成された。カンタベリーにおいては、ポーリングランド草案が修正され練り上げられ、その主要なテーマが承認された。すなわち、教会生活における諸奉仕職（新約聖書と初代教会における奉仕職を含む）、聖職叙任による奉仕職（祭司的な用語の使用の問題を含む）及び聖職叙任（使徒継承の問題を含む）のテーマである。遂に「奉仕職と聖職叙任」の声明が委員会の合意を得た。それは、両教会の当局者の許可を得て、1973年12月13日に刊行された。これには聖公会側の共同幹事であるコリン・デーヴィ司祭による、歴史に関する付録が加えられていた。
6. 1974年8月27日～9月5日、イタリア、グロッタフェラータのチェントロ・マリアポリにて開催された会議は、再び権威の問題に目を轉じた。資料は、準備として、聖書の権威については南アフリカで、コイノニアと教会論については米国で、第二バチカン公会議の教会論についてはオックスフォードで作成された。英國の聖公会—ローマ・カトリック教会合同委員会もまた不可滅性と不可謬性について資料を作成した。その他、ある委員たちがそれぞれ、教会分裂について、また初代教会における教導権、第一バチカン公会議、信者の心(sensus fidei)

lium)について、重要な論文を提出した。この年の全委員会会議の主な仕事は、聖書の権威と信者の心の役割とに集中した。9月3日、委員会はカステルガンドルフォにて教皇パウロ六世に謁見した。

7. その次の会議は、1975年8月29日～9月5日、オックスフォードの聖スティーヴンズ・ハウスで開催。この会議の準備のため、1974年12月11～15日、ノリッジのポーリングランドに小規模な小委員会を開き、前回からの草案の改訂を行った。さらに、1975年6月22～26日、ロンドン、ステプニーの聖キャザリン王立協会において別的小委員会が開かれ、ポーリングランドでの会議の仕事を継続し、全委員会会議のために、キリストの主権、聖書の権威、信者の心、人の聖性と聖靈の特別な賜物によって付与される権威に関する草案を作成した。全委員会には、このほかに、四つの重要な論文が提出された、すなわち、教会における権威の行使及び真理と権威の関係を論じた聖公会側の二論文、また、裁治権及びローマの監督の首位権を論じたローマ・カトリック側の二論文である。全委員会は聖キャザリン草案を精査したが、その段階で修正を加えることは差し控えた。そして、草案の論理を継承して、二つの小委員会に分け、それぞれ一致との関連における首位権、及び教会会議との関連における不可謬性と真理の問題を扱うこととした。委員会は9月3日、カンタベリー大主教ドナルド・コガン博士の出席を賜わった。

8. 第八回会議は再びベネチアに戻り、1976年8月24日～9月2日、マドンナ・デロルトのカサ・カルディナーレ・ピアツツァで開催。小規

模の小委員会が1976年2月9～12日、ノリッジのポーリングランドで再び開かれた。そこでは、オックスフォード会議における二つの小委員会から出された一致に関する資料と真理に関する資料とを一つにまとめた。より大きな小委員会が、1976年6月21～25日、ベリー・セント・エドマンズのヘングレーヴ・ホールで開かれ、ポーリングランド資料の改訂のあと、これに首位権、団体性、会議性に関する新しい資料を加えた。したがって、全委員会に、権威に関する長文の草案が提出されることになった。ベネチアで委員会は、二つの小委員会に分けられ、ポーリングランドならびにヘングレーヴからの新しい資料に改訂を加え、教理の発展という問題と信仰上の事柄に関する決定の問題を特に注意深く取り扱った。草案全体が改訂され、重要な結びが加えられ、こうして委員会は遂に「教会における権威に関する合意声明」を承認するに至った。これは、両教会の当局者の許可を得て、1977年1月20日に刊行された。

9. 次の会議は1977年8月30日～9月8日、チチェスター神学校において開催。あらかじめ決められたとおり、この会議では、三つの合意声明に対する批判に答えることに専念した。その準備として、聖公会とローマ・カトリック教会双方から出された様々の批判を列挙する文書が作成された。チチェスターにおいて、ただ論争を交わすよりはむしろ合意声明の解明に当たるべきことが決定され、三つの小委員会がその仕事に取りかかった。
10. 教皇パウロ六世の死去のため、次の会議が開かれたのは1979年になつてからである。1月12～20日、ソールズベリーのソールズベリー・

ウェルズ神学校において開催。それまでの間に、小規模の小委員会が、1978年6月9～10日、ロンドン、ミル・ヒルのダマスカス・ハウスにおいて開かれ、ユーカリストに関するチチェスター資料を改訂し、また、より大きな小委員会がその年の9月4～7日、セントオルバンズ、ロンドン・コルニーの諸聖徒牧会センターで開かれ（もともと委員会の全体会議が開催される予定であった日程の一部分に当たる）、奉仕職と叙任に関する草案を完成した。そこで、ソールズベリーにおいて、委員会はこの二つの草案を改訂し、また、初めの二つの合意声明に対する批判への「回答」を承認した。これらの「解明」は1979年6月7日に刊行された。

11. 委員会は権威に関する論議を、1979年8月28日～9月6日、ベネチア、マドンナ・デロルトのカサ・カルディナーレ・ピアツツァにて再び開始。委員会に提出されたのは「教会における権威Ⅰ」の結びの中で未解決の問題として残された四つの重大な問題について、一年前の1978年6月5～9日、セント・オルバンズのヴェルラム・ハウスで開かれた小委員会が作成した文書である。そのほかに、この小委員会のために、いく人かの委員が以前から作成した論文も委員会に提出した。すなわち、米国からはペトロスに関する聖書の章句についての聖公会——ローマ・カトリック教会共同の論文、教会における聖霊の宿りに関する聖公会側の論文と、それに対するローマ・カトリック側の応答、神授の権利の問題に関する共同所見、ローマの監督の裁治権に関するローマ・カトリック側の相当量の論文である。二人の起草者が、また「権威に関する合意声明Ⅰ」を継続するための資料も作成した。委員

会はベネチアにおいては四つの小委員会に分かれ、上記の諸主題について四つの暫定的な草案をまとめた。

12. 第十二回会議は、再びベネチアにおいて1980年8月26日～9月4日、カサ・カルディナーレ・ピアツツァで開催。前回からの四つの草案が批評され、練り上げられた。ペトロスに関する聖書の章句、神授の権利及び裁治権に関する文書は、ほとんど完成を見たが、不可謬性に関する文書は未完成に終わった。9月4日、委員会は、カステルガンドルフォにて教皇ヨハネ・パウロ二世に謁見した。
13. 委員会最後の会議が、1981年8月25日～9月3日、ウィンザー城の聖ジョージ・ハウスにて開催された。1年以上も前、1980年1月7～11日、レッドビル、ウィッティクロフトのサザク教区トレーニングセンターで開かれた小委員会によって、序文の草案が作成された。この草案は委員会の教会論を説明したものである。同じ年、1980年6月22～26日、スラウ、バーナムのセナクル・リトリート・アンド・カンファレンス・センターで開かれた小委員会によって「権威に関する合意声明Ⅰ」に対する批判に答える作業が開始された。1980年12月15～19日、リバプールの聖キャザリン・カレッジで開かれたより大きな小委員会において、前回ベネチアでの全体会議では未完成に終わっていた不可謬性に関する草案が完成した。聖キャザリン小委員会は、また「権威に関する合意声明Ⅰ」の批判に対してバーナムで起草された回答を改訂する仕事を開始した。最後の小委員会が、1981年6月9～13日、ブリストルの聖アグネス・リトリート・ハウスで開かれ、委員会がコイノニアという語を用いたことを浮き彫りにしつつ、ウィッティクロフトで作

成された教会に関する序文の草案を改訂し、また「権威に関する合意声明Ⅰ」についての批判に答える草案の改訂を終了した。したがって、ワインザーにおける委員会の最終会議では、精査と批評と改訂の対象となるべき草稿が一括してそろったことになる。会議の前半では、五つの小委員会に分かれて、ペトロスに関する聖書の章句、神授の権利、裁治権、不可謬性、「権威に関する合意声明Ⅰ」の解明の草案を検討した。後半では、委員会は不可謬性の問題を検討し続けていた小委員会のメンバーたちを除いてはいっしょに検討を続行し、すべての草案をひとまとめにし、序文を改訂し、前書きを承認した。この最終会議の終わりごろに、改訂された文がすべて全員一致で承認された。9月1日、委員会はカンタベリー大主教ロバート・ランシー博士の招待でランベス邸で謁見。両教会当局の許可を得て、最終報告書が1982年1月に刊行されるに至った。

## 委 員 名 簿

## 國際委員會名簿

### ANGLICAN DELEGATES

The Most Revd Henry McAdoo, Archbishop of Dublin (Co-Chairman)  
The Rt Revd Felix Arnott, formerly Archbishop of Brisbane, now Anglican  
Chaplain in Venice  
The Rt Revd John Moorman, formerly Bishop of Ripon  
The Rt Revd Edward Knapp-Fisher, Archdeacon of Westminster  
The Rt Revd Arthur A. Vogel, Bishop of West Missouri  
The Revd Professor Henry Chadwick, Regius Professor of Divinity, Uni-  
versity of Cambridge  
The Revd Julian Charley, Rector, St Peter's, Everton, and Warden of  
Shrewsbury House  
The Revd Canon Eugene R. Fairweather, Keble Professor of Divinity,  
Trinity College, University of Toronto  
The Revd Canon Howard Root, Director of the Anglican Centre in Rome

### CONSULTANTS

The Revd Canon John Halliburton, Principal, Chichester Theological  
College  
The Revd Dr Harry Smythe, formerly Director of the Anglican Centre,  
Rome

### SECRETARIES

The Revd Colin Davey, Assistant Chaplain, Archbishop of Canterbury's  
Councillors on Foreign Relations (*until July 1974*)  
The Revd Christopher Hill, Assistant Chaplain, Archbishop of Canter-  
bury's Councillors on Foreign Relations (*from August 1974*)

## ROMAN CATHOLIC DELEGATES

The Rt Revd Alan Clark, Bishop of East Anglia (Co-Chairman)

The Rt Revd Christopher Butler, OSB, Auxiliary Bishop of Westminster

The Revd Fr Barnabas Ahern, CP, Professor of Sacred Scripture, Rome

The Revd Fr Pierre Duprey, WF, Under Secretary, Vatican Secretariat for Promoting Christian Unity

The Revd Dr Herbert Ryan, SJ, Professor of Theology, Loyola Marymount University, Los Angeles

Professor John Scarisbrick, Professor of History, University of Warwick

The Revd Fr George H. Tavard, AA, Professor of Theology, Methodist Theological School, Delaware, Ohio

The Revd Fr Jean Tillard, OP, Professor of Dogmatic Theology, Dominican Faculty of Theology, Ottawa

The Revd Dr Edward Yarnold, SJ, Tutor in Theology, Campion Hall, Oxford

## SECRETARY

The Rt Revd Mgr William Purdy, Staff Member, Vatican Secretariat for Promoting Christian Unity

## WORLD COUNCIL OF CHURCHES OBSERVER

The Revd Dr Günther Gassmann, President, Lutherisches Kirchenamt, Hannover

## 日本委員会委員

### ローマ・カトリック教会側委員

共同委員長 伊藤 庄治郎 (司教)

委 員 P. ネメシェギ (司祭)

藤原 當悟 (司祭)

前川 登 (司祭)

松本 正夫 (信徒)

R. レンソン (司祭)

和田 幹男 (司祭)

(旧委員) 関戸 順一 (司祭)

徳川 泰国 (司祭)

P. フィステル (司祭)

### 聖公会側委員

共同委員長 (現) 山田 襄 (主教)

(前) 渡辺 政直 (主教)

委 員 梶原 史朗 (主教)

竹内 寛 (司祭)

塙田 理 (司祭)

西村 哲郎 (司祭)

村上 達夫 (司祭)

八代 崇 (司祭)

(旧委員) 小池 俊男 (主教)

今井 正道 (主教)

中道 淑夫 (主教)

## マルタ報告書

聖公会—ローマ・カトリック教会合同準備委員会

### I

1. カンタベリー大主教が1966年3月に教皇パウロ六世を訪問し、聖公会—ローマ・カトリック教会合同準備委員会の設定を決めたことは、われわれ両教会間の関係に新たな段階を画するできごとであった。委員会は1967年に、ガッツァーダ、ハンターコーム、マルタと三回の会議を開催したが、慈愛と率直の精神が顕著であつただけではなく、緊急性、痛悔、感謝、決意の意識が強まって行ったこともその特徴であった。緊急性を感じたのは、神のご意志は、歴史の過程の中にも、また神が創った世界に生きている人びとの熱望と業績の中にも、さらに、神の教会の生活、礼拝、証し、奉仕の中にも感知されたからである。痛悔を感じたのは、過去四百年にもわたってわれわれを分かれ分かれのままにした怨恨と偏見を心に抱いていることが、われわれの共通の罪責であることを確信したからである。このような怨恨と偏見は、われわれの間の相違を理解したり解決したりしようとする試みを妨げたのである。感謝を感じたのは、洗礼によってキリストに接がれたことを通して、われわれがすでに相当の程度で一致を共有しているからであり、また、より大きな一致と相互理解に向かって近年進んできたからである。決意を感じたのは、神によってわれわれの中に始められた業を、神の恵みによって、神の教会と神の世界に神の平安を回復しつつ

成し遂げることを決心したからである。

2. 委員会のメンバーは、この報告書を作成することによって、自分たちに託された準備の仕事を終え、この報告書を、教皇と大主教に提出し、ご検討いただこうとするものである。第二バチカン公会議の「エキュメニズムに関する教令」は、ローマ聖座から分かれた西方諸教会の間で聖公会の諸教会が「特別な地位を占めている」ことを認めている。われわれが希望していることは、われわれのつたない仕事が、聖公会とローマ・カトリック教会の人びとの間の和解を促進し、またそれによって、全キリスト者が彼らの共通の主において一致する手助けになれば、ということである。教皇と大主教が会見のあと発表した共同宣言の中に表現されている希望と祈り、すなわち「福音書と古代の共通の伝統に基づき、真剣な対話が、キリストの祈られた真理における一致へと導くように」との希望と祈りは、またわれわれの希望と祈りでもある。

3. われわれは、深い感謝をもって、われらの父なる神と、われらの主イエスス・キリストと、聖霊に対する共通の信仰を銘記する。また、神の一つの教会におけるわれわれ共通の洗礼、聖書、使徒信経・ニカイア信経、カルケドン信仰宣言、教父たちの教えを共有していること、また典礼、神学、靈性、教会職制、宣教に関する生き生きした諸伝統を含む共通のキリスト教的遺産を数世紀にわたって持ち続けてきたことをも銘記する。

4. 十六世紀以来起こった様々の相違は、この遺産の本質から生まれたというよりも、むしろ遺産の受け取り方がそれぞれ異なっていたこと

から生じたものである。それらの相違は、キリスト教的伝統の価値と力に対するわれわれの体験のしかたに由来し、また、その遺産に対する解釈、その内容の表現のしかた、その意味合いについての神学的説明、また教会がどのような方法で信仰を守りかつ教えるべきかについての理解のしかたに由来するのである。そこで、単に外見上の相違と、現実的な慎重な検討を要する相違とを見分けるためには、一層の研究が必要である。

5. 神が啓示された教えが聖書の中に示されていること、またその教えが歴史的状況の影響を受けた思惟方法と言葉遣いを用いている教理上の宣言の形で表現されていることを、われわれは共に認めている。われわれは、両教会の神学者たちの間に、この啓示の歴史的伝達を解釈する方法に関して意見がますます一致してきたことを、心強く思う。われわれは、教理上の様々の教えに賛同しました会得する方法と、またそれらの教えを神学的に理解し解釈する正当な方法を、共同でさらに調べるべきである。教理上の寛容には限度がなければならないのは、われわれの認めるところではあるが、しかし、多様性そのものには、破壊するためではなく創造するために用いられる限りにおいて、価値があることを信じている。

6. 以上の諸問題を、われわれ両教会の現状という脈絡の中で考察したうえで、われわれは対話の主題として、特に両教会に見られる次の思考の路線が歩み寄っているのではないかと吟味するよう提案する次第である。第一の歩み寄りは、内的交わりと外的交わりの区別についての聖公会の伝統的な思想と、教会間の完全な交わりと不完全な交わり

とを区別した第二バチカン公会議の思想との間のそれであり、第二の歩み寄りは、基本的な事柄と基本的でない事柄とを区別する聖公会の考えと、第二バチカン公会議が述べた次の三つの考え方との間のそれである。その三つの考え方とは、(1) 教会会議が「諸真理の順位」(「エキュメニズムに関する教令」11項)に言及したときに暗示した区別であり、(2)「啓示された諸真理」と「それを表現する方法」とは別なことである」という教え(「現代世界憲章」62項)であり、(3) 神学的諸伝統が「しばしば互いに対立するよりもむしろ補足し合う」という教えである(「エキュメニズムに関する教令」17項)。

## II

7. われわれが近寄り合う過程における第二段階は、それぞれの教会の最高権威者が共に次のことを公的に明白に承認し宣言することをもって開始されるよう、われわれは推奨する。それは、すなわち、両教会が父なる神の啓示の上に建てられ、その啓示がイエスス・キリスト自身とそのみわざにおいてわれわれに知らされ、そのキリストが聖霊を通して聖書と彼の教会の中にいまし、神と人との間の唯一の仲介者であり、われわれの教理を究極的に裏付ける権威者であることを共に信じるということである。両教会はそれぞれ古代教会の全教会的な信経とその共通な伝統の中に言い表されている基本的な諸教理を認めている。もちろんどちらの教会も、相手の信仰上の諸理念と信心上の慣行のすべてを積極的に受け入れるよう強制されることはない。

8. 双方の教会の位階制度が樹立されているあらゆる地域において、双

方の監督たちの全体あるいは相当程度の代表者間による毎年の合同会議が持たれるよう提案する。

9. 上述のような地域においては、さらに次のことが行われるように推奨する。

(a) 牧会上・宣教上の諸問題に関わっている両教会の諸委員会の間で継続的な協議を行うこと。またもし適当であれば、合同委員会を指名すること。

(b) 礼拝堂またはその他教会関係の建物で、現存するものまたは今後建設されるものを共同で使うことが、両教会のいずれかに有益である場合は、共同利用を認めること。

(c) 神学教育の施設設備の共同利用を認めること。こうして将来いずれかの教会の司祭になろうとする者が他の教会の教授による教科に出席できるようになるであろう。学生の一時的な交換についても可能な場合には配慮が講ぜられるべきである。

(d) 様々の企画のため、また神学的研究のために奨学金制度を共同で設定することを暖かく推奨すること。

10. 共同の祈りが第二バチカン公会議の「エキュメニズムに関する教令」によって奨励されており、この共同の礼拝のための規定は、「エキュメニズムの実践に関する指針」(56項) の中に記されている。それが実践されることを強く要望する。

11. われわれは良く似た典礼上ならびに靈性上の伝統を持っているので、広範囲な分かち合いが可能であり、また望ましいことである。その例として、ユーカリスト以外の様々な祭儀や礼拝の新しい形の探究や合

同の默想会などが挙げられる。両教会の中で同種の精神を持つ修道会は、特別な関係を結ぶことを要望する。

12. サクラメントに関する信仰の領域では、われわれは近いので、われわれはさらに、場合によってはユーカリストの祭儀の中での説教者を交換することも、「エキュメニズムに関する指針」において定められている一般原則を守りながら、許されるように推奨する。
13. われわれ両教会の典礼は、その共通の起源のために密接な関係にあるので、今両教会で盛んである典礼の刷新と改革の運動は、前例のない協力の好機を与えてくれる。われわれは、教会暦の節や主要な祝日等に重大な変更を加える際には、共同で行うべきであって、一方的な行動を取るべきではない。また、われわれはユーカリストの祭儀において朗読されるための共通の聖書朗読書を共同で作成すべきである。両教会で典礼の改訂がかなり進んだ段階にあることを考慮して特に緊急を要することは、われわれがそれぞれの典礼の中で共通に用いている祈祷、聖歌、応唱の自国語への翻訳を統一して認め合うということである。このことは直ちに取り上げられるよう勧める。

われわれは、この仕事における協力が、両教会の多くの典礼委員会にお互いにオブザーバーや顧問を送ることによってすでに始まっていることをうれしく思っている。ことに、自国語への翻訳に関しては、われわれ両教会の代表者たちが（場合によって、同様な典礼上の関心を抱くわれわれ以外のキリスト教諸団体の代表者たちも含めて）、この翻訳の仕事を委ねられた国際委員会や各国の委員会、また地域の委員会に、平等な立場で参与することを、勧めたい。

14. 國際的レベルにおいて、各國において、各地域において、われわれの教会の指導者たちが、緊急を要する人間社会の諸問題について、共同あるいは平行して声明を出すことは、キリスト者の証しの貴重な形となりうると、われわれは信じる。
15. 宣教方策と宣教活動の分野において、エキュメニカルな精神を持つことは、大きな価値のあることであると同時に特に困難なことである。われわれ両教会の間で、この分野における協力の試みは現在までのところ極めて少ない。本報告書で述べたすべての提言は、もちろん若い諸教会や伝道地区にも当てはまるのであるが、さらに提言したいことは、宣教の領域においてどのような困難が見られるのか、どのような協力が実施されるべきかを検討するために、公的な合同協議を国際的レベルで行ってほしいということである。
16. 混宗結婚が増加しているので、結婚の教理のサクラメント的次元、結婚に伴う倫理的義務、結婚の教会法上の位置づけ、結婚に関する牧会上の問題を洗い直してみる必要がある。結婚に関する合同委員会の働きが直ちに開始され意欲的に進められることを希望する。また、その委員会の提言が、混宗結婚による困難のいくつかを軽減し、教会規則の中に納得のゆく変更を指示し、現代における家庭生活の根底をくつがえすおそれのある数々の危険から家庭を守ってくれるよう希望する。

## III

17. われわれ両教会の完全で有機的な一致を目指す最後の段階で、何が

問題点となり、何が要求されることになるか、詳細にわたって見通すことはできない。われわれが知っているのは、ただわれわれが聖霊の導きと判断に心を開き、相互の信仰の考え方を進んで容認する心構えを持つように、聖霊の恵みを求めて絶えず祈らなければならないということである。われわれが今直ちにわれわれを和解させるような回答を共に尋ね求めなければならないところの根本的な神学上、道徳上の諸問題がいまだ残っている。その探究において、われわれは両教会の歴史の証言を無視することはできない。しかし、われわれの相違を解消するのは、ただ過去を再考したり、過去について判断するだけでは足りないのである。われわれは、新たな光が与えられ、われわれの目的地まで導いてくれるであろうとの確固たる信仰をもって前進すべきである。

18. われわれの目的が成就するのはすぐのことでは決してない。こうした状況の中では、完全で目に見える一致がまだ得られなくても、ある程度までの相互聖餐を許可してほしいという願いが、四方から起こっている。多くのキリスト者にとっては、今日これほど差し迫った問題はない。われわれもこの切なる願いを無視することはできない。しかし、教会生活の正に中心であるユーカリスト的交わりに触れるような変更を許可するためには、その変更がキリスト教の本質に沿うものであるとの確信を持っていなければならぬのである。そのような確信は、この問題に関する注意深い神学的な研究を一層推し進めることなしには得られないるのである。

19. 相互聖餐のためには、真に同じ信仰を共有していることと共に、奉

仕職を相互に承認することが条件として必要であることを、われわれは共に認める。ローマ教会の伝統的な判断によれば、奉仕職の承認は聖公会の聖職位に関しては、特に困難な問題をはらんでいる。現在われわれの両教会が互いに接近しつつあるので、また将来の必要のためにも、この問題を現代神学に照らして極めて真剣に考察し直さなければならぬと思っている。奉仕職に関する神学は、教会に関する神学の一部分であり、したがってそのようなものとして考察されなければならない。祭司職の本質について、また奉仕職に関して「有効性」(validity) という言葉に含ませる意味について十分合意に達して初めて、われわれは研究を常に共同で続けながら、この教理を今日の聖公会の奉仕職に適用する仕事に移ることができるるのである。われわれは歴史上の出来事や過去の文書が現在の状況を照らしうる限りにおいてのみ、それらを再吟味したいのである。

20. さらに、権威の本質について、ことにわれわれ両教会が信奉する古来の信仰の解釈との関連において、真剣な神学的検討に共同で着手すべきである。われわれ両教会の間の真の相違あるいは見かけ上の相違が浮かび上がってくるのは、教会の一致と不可滅性、教会の教導権、ペトロスの首位権、不可謬性、マリアに関する諸信仰宣言等に関してである。
21. われわれの委員会によってなされた仕事を継続するために、われわれの委員会が常任の合同委員会に置き替えられるよう勧告する。この常任共同委員会は（キリスト教一致推進事務局、ならびに全聖公会総主事と関係を持つ英國聖公会渉外委員会と協力して）、ローマ・カ

トリック教会と聖公会の関係を監督し、またわれわれ両教会が行う将来の仕事を連絡調整する任務を委ねられることが望ましい。

22. われわれは、また、二つの緊急かつ重大な仕事に着手するために、常任委員会のもとに二つの合同小委員会を設置するよう勧める。一つの仕事は、相互聖餐の問題と、それに関連する教会と奉仕職のことがらを研究することである。

他の一つの仕事は、権威とその本質、行使、またその意味合いの問題を研究することである。

委員会ならびに小委員会のメンバーが、徹底的かつ効果的にその業務を遂行できるよう、適切な金銭的、事務的援助ならびに研究の便宜が与えられることが重要である。

23. われわれは、また、道徳神学の教えと実践における類似点、相違点をはっきりさせるために、共同研究がなされるよう勧告する。

24. われわれの報告をしめくくるに当たって、われわれを委員に任命し、またわれわれが今尊敬をもって本報告書を提出している方々の言葉を引用するに優るものはない。

互いに愛し合うことを弟子たちに命じられたキリストの命令に喜び従い、われわれは、過去においてこの愛の戒めに反してきたすべてを神の助けによって、いつくしみ深い神の御手にゆだね、また、以下のような言葉で表現されている使徒パウロスの心情を自らの心とする。「うしろのものを忘れ、前のものに全身を向けつつ、神がキリスト・イエススによって天へ召して、お与えになる賞与を目指してひたすら走ることです」（フィリ3：13-14）。

マルタ報告書

(教皇パウロ六世とカンタベリー大主教の共同声明 1966年3月24日)

1968年1月2日 於マルタ

## 教皇パウロ六世とカンタベリー大主教の共同声明

1966年3月24日、於ローマ、城壁外の聖パウロ教会

このローマから聖アウグスティヌスは聖グレゴリウスにより英國へ派遣され、その地にカンタベリーの監督座を建て、今やすべての聖公会の人びとの目は彼らのキリスト教的交わりの中心としてその監督座へと向けられているが、そのローマにおいて、われわれ教皇パウロ六世と全聖公会を代表するカンタベリー大主教マイケル・ラムゼイとが相会し、兄弟の挨拶をかわしたのである。

われわれは会合の終わりに当って、全能の神が聖靈の働きによって最近ローマ・カトリック教会と全聖公会の諸教会の間に新しいキリスト教的交わりの雰囲気を造ってくださったことの故に、神に感謝をささげる。

1966年3月23日のこの出会いは、キリスト教的愛に基づく兄弟的関係の発展の新しい段階、ならびに相剋の原因を除き一致を再建しようとする真剣な努力の増進の新しい段階を画するものである。

互いに愛し合うことを弟子たちに命じられたキリストの命令に喜び従い、われわれは、過去においてこの愛の戒めに反してきたすべてを、神の助けによって、いつくしみ深い神の御手にゆだね、また、以下のような言葉で表現されている使徒パウロスの心情を自らの心とする。「うしろのものを忘れ、前のものに全身を向けつつ、神がキリスト・イエスによって天へ召して、お与えになる賞与を目指してひたすら走ることです」(フィリ3:13-14)。

われわれは、両教会に属するすべてのキリスト者がこれと同じ尊敬、尊重、兄弟的愛の気持ちを湧き立たせられることを願う。この気持ちがますます深められるために、われわれは、ローマ・カトリック教会と全聖公会の間に真剣な対話を開始する意志がある。この対話が、福音書と古代の共通の伝統に基づき、キリストの祈られた真理における一致へと導くことを希望する。

対話は、聖書、伝承、典礼等の神学的な諸問題のみならず、いずれかの側で困難と感じられている実際的なことがらをも含むべきである。教皇とカンタベリー大主教は、もちろん、信仰とサクラメントへの参加の点での完全な交わりを回復することを妨げる重大な障害があることを熟知している。にもかかわらず、われわれは共に、協力によって理解が増し愛が深められると思われる教会生活のあらゆる領域において両教会間に責任ある接触を増進させようと決心しており、また、今日の世界においてキリストを信じる人々が直面しているすべての大問題に解決を見いだすために、共同で協力しようと決心している。

父なる神の恵みと聖霊の光によるそうした協力を通し、弟子たちの間の一一致を求められたわれらの主イエス・キリストの祈りが実現に近づけられるように。また、一致へ向かつての歩みと共に世界の平和が固められるように。その平和をもたらすことのできるのは、ただ父と子と聖霊なる全能の神の恵みと共に「あらゆる人知を超える神の平安」を与え、それが永遠にすべての人と共にあるようにしてくださる方だけである。

署名

カンタベリーのミカエル

パウロ六世

## 教皇パウロ六世とカンタベリー大主教の共同声明

1977年4月29日、於バチカン

1. 四百年にわたる分離の後に、今回カンタベリー大主教と教皇がローマ市においてキリスト教の友情の中に肩を抱き合ったのは、ここ十七年間で三度目のことである。ラムゼイ大主教の訪問以来十一年が過ぎ、その間にかつて表明されていくつかの希望を成就した多くのことが起こり、その故にわれわれは神に感謝せざるを得ない。
2. ローマ・カトリック教会と全聖公会を構成する各教会が、相互理解とキリスト教的な愛を増すように努めるにつれて、われらの父なる神と、われらの主イエス・キリストと、聖霊に対する共通の信仰、キリストと結ばれるための共通の洗礼、聖書、使徒信経、ニカイア信経、カルケドン信仰宣言、教父たちの教えを共有していること、また典礼、神学、靈性、宣教に関する生き生きした諸伝統を含む共通のキリスト教的遺産を、教世紀にわたって持ち続けてきたことを認め、評価し、感謝するようになってきている。
3. 同時に、十一年前にした約束、すなわち「福音書と古代の共通の伝統に基づき、キリストの祈られた真理における一致へと導く真剣な対話」（「共同声明」1966年）の約束を果たしつつ、聖公会とローマ・カトリック教会の神学者たちは、われわれを距てている歴史的、教理的相違に冷静かつ客観的に対処してきた。彼らの各自の忠誠心を傷つけることなく、これらの諸問題の研究に共に従事し、またそうしながら、

幸いなことに、しばしば予期されなかつたような神学的な歩み寄りを発見したのであった。

4. 聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会は次の三つの合意声明を作成した。すなわち、ユーカリストについて、奉仕職と聖職叙任について、教会と権威についての声明である。われわれは、今、委員会が開始したこの仕事が、われわれそれぞれの教会固有な手続きを経て続行されることを奨める。こうして両教会は一致への道筋を歩むことができるであろう。

両教会の当局者が委員会の出した諸結論に裁断を下さなければならぬ時が、まもなく到来するであろう。

5. 神学的対話のこの働きと実りに対する両教会の応答は、信徒の一致の回復の仕事をいかに実践によって推し進めているかによって測られるであろう。その仕事は、第二バチカン公会議が言っているように「信者も牧者も含む全教会に關係することであり」、「能力に応じて各自にかかわることである」（「エキュメニズムに関する教令」5項）。われわれは、こうした実践上の努力が世界の多くの地域で極めて多様な形における牧会上の協力によっても、また監督・聖職者・信徒の会合によっても、はっきり現れてきていることを喜ぶ。

6. 聖公会とローマ・カトリック教会の人びとの間の混宗結婚に関しては、われわれの分裂の悲劇がこの一致のサクラメントにおいてもっとも強烈に現れているのであるが、多くの地域で牧会上の協力がなされており（「混宗結婚」14項）、それによって相互理解が深められてきたのである。真剣な対話が多くの誤解を取り除き、たとえ重大な相違が、

ことに離婚のあの再婚について根強く残っているにせよ、キリスト教的伝統と結婚の理想の中に深く根ざしている多くのものをわれわれはあいかわらず共有しているということを示してきた。われわれはこの対話に関して、「結婚の神学と、混宗結婚へのその神学の適用に関する問題を取扱う合同委員会」が現在までに成し遂げた仕事を注意深く見守っている。この委員会が強調したのは、新約聖書に提示され、キリスト教の伝統が常に教えてきた結婚の理想に対する忠実さと証しの必要である。この伝統と理想と、またそれに由来する道徳的価値を擁護することは、われわれの共通の義務である。

7. 以上述べたすべての協力がますます密接になり広がって行かなければならぬが、このような協力こそ継続的な対話のためにも、またその実りを一般に広げかつ味わい、キリストが望んでおられるあの目標——すなわち信仰とサクラメントへの参加の点での完全な交わりを回復すること——に向かって前進するためにも、ふさわしい背景をなしでいるのである。

8. この交わりを回復するようにわれわれが召されていることは、キリスト者としての崇高な使命と同じものである。というのは、キリスト者は交わりに召されている者だからである。聖ヨハネスが言うように、「わたしたちが見、また聞いたことを、あなたたちにも伝えるのは、あなたたちもわたしたちと生命の交わりを持つようになるためです。わたしたちの言う交わりとは、御父とその御子イエス・キリストとの交わりです」(ヨハ1:3)。教理的にますます近く歩み寄り、キリストが祈られたように、思いと心を一つにすることに向かって決然

と前進しようとするならば、われわれは教会を建てたもうたキリストの意図をさらに一層熟考し、勇気をもってその意図が要求する所を真正面から受けとめなければならない。

9. 信仰と洗礼と神に対する自己奉獻を通し、キリストにおいてこのように神と交わることこそが、たとえわれわれの間で交わりが不完全であるときでも、世に対するわれわれの証しの中心である。われわれの分裂はこの証しの妨げとなり、キリストの御業の妨げとなる（パウロ六世勸告 *Evangelii Nuntiandi*、77項）。しかしその分裂は、われわれが共に旅し得る道をことごとく閉ざしてしまうのではない。祈りの精神と、神の御意志に対する従順をもって、「福音宣教の仕事そのものにおいて、共同で一層よく世に対してキリストを証しする」（*Evangelii Nuntiandi*、同項）ために、一層熱心に協力しなければならない。われわれは、この協力の方途が探究されることを望む。神の世界のいたるところで募っている靈的飢えはわれわれがこうした共同の巡礼に旅立つよう、われわれに呼びかけているのである。

真理と忠誠が許す限度まで追求されるこうした協力が、対話と教理的な歩み寄りが実を結ぶことのできる雰囲気を作り出すであろう。この実が熟しつつあるが、過去に根を持つ重大な障害と近年起こってきた障害が共に残存している。両教会に属する多くの人は、教会生活と礼拝と宣教を共に分かち合うのに十分な共通の信仰をわれわれが持っているのかどうか、自問している。この問いに答えを与えうるのは、それぞれの牧会上の権威者を通して発言する両教会そのものにほかならない。そうする時が来たときに、その答えが敵意や、過去の疑惑に

よって暗まされることなく、靈と眞実の中に輝きわたることができる  
ように祈る。

10. このことをわれわれは期待し、またそれを近づけるための努力を惜  
しんではならない。キリストに結ばれるために洗礼を受けるということ  
は、希望と結ばれるために洗礼を受けるということである。その  
「希望はわたしたちを欺くことがありません。わたしたちに与えられ  
た聖靈によって、神の愛がわたしたちの心に注がれているからです」  
(ロマ5：5)。

11. キリスト者の希望は、慎重ではあるが同時に勇気をもった祈りと行  
動の中に示される。われわれは自分自身で誓い、またローマ・カトリ  
ック教会と全聖公会の信仰者にわれわれの共通の主にある和解と一致の  
この希望をもって勇ましく生きまた働くことを奨める。

署名

カンタベリーのドナルド

パウロ六世

## 教皇ヨハネ・パウロ二世の共同声明 カンタベリー大主教ランシー

1982年、聖霊降臨の大祝日の前夜、カンタベリー大聖堂にて

1. カンタベリーにあるキリスト大聖堂において、教皇とカンタベリー大主教は、両教会の間の和解の仕事において成し遂げられた進歩を神に感謝するために、聖霊降臨の大祝日の前夜に相い集った。キリスト教の他の諸教会と諸教団の指導者たちと共に、われわれは神のことばに傾聴し、われわれが一つの同じ洗礼を受けたことを共に思い起こし、そのとき行った約束を共に更新し、過去と現代とにおいて他人に奉仕するために、貴重な賜物であるいのちまでも犠牲にするよう信仰によって導かれた人びとの立てた証しを共に確認した。
2. キリストと一致させる共通の洗礼によってわれわれが結ばれていることが、われわれの前任者たちを、両教会の間に真剣な対話を開始するように促した。その対話は福音書と古代の共通の伝承に基づくものであり、キリストが御父に向かい、「あなたがわたしをお遣わしになったこと、また、わたしを愛しておられたように、彼らをも愛しておられたことを、この世が知るように」(ヨハ17:23)と祈って訴えられた一致を目的とする対話である。1966年、われわれの前任者教皇パウロ六世とマイケル・ラムゼイ大主教は、ローマ・カトリック教会と聖公会との間に、「聖書、伝承、典礼等の神学的な諸問題のみならず、いずれかの側で困難と感じられている実際的なことがらをも含む」(共

同声明) 真剣な対話を開始する意向を表明する共同声明を発布した。この対話を通してユーカリスト、奉仕職と聖職叙任、教会における権威に関する三つの合意声明が生まれた後、教皇パウロ六世とドナルド・コガン大主教は、1977年に出した共同声明の中で、これら三つの重要な問題に関する対話を完結するように委員会を勵ました。それは、委員会の出した諸結論が両教会のおおのに固有な手続きを通してそれぞれの権威筋によって評価されうるためであった。聖公会—ローマ・カトリック教会国際委員会は、最終報告を出版することによってそのゆだねられた仕事を完了した。われわれの両教会がそれに関する必要な評価を行い続けている今、われわれは共に委員たちに対し、彼らがキリストへの愛に駆られて、キリストの教会の一致のために行った長期にわたる厳しい仕事を果たす際に見せた献身と学識と誠実さの故に感謝している。

3. この委員会の仕事が完結したことは、われわれが熱望する一致に向かって信仰と希望をもって共に歩む旅路の次の段階に目を向けるようになれる。今や新しい国際委員会を設置する時が来たことを、われわれは共に認める。この委員会に課せられる任務は、すでに始まった仕事を続けることである。すなわち、とりわけ最終報告に関する両教会の判断に照らして、われわれをまだ分け隔てている未解決の教理上の相違を、それらの最終的解決をめざして吟味すること、両教会の奉仕職(ミニストリー)を相互に承認し合うことを妨げているすべてのことを研究すること、信仰におけるわれわれの一致に基づいてわれわれが完全な交わりを回復することができるようになったときに取

るべき実践上の段取りについて勧告することである。われわれは、この新しい委員会の任務が容易ではないことをよく知っているが、神の恩恵に対するわれわれの信頼により、また現代のエキュメニカル運動の中に働くその恩恵の力について見てきたすべてのことにより、励まされている。

4. 神学上の解明というこの必要な仕事が続けられると同時に、それにあわせて世界中のローマ・カトリックと聖公会の信者は、相互理解と兄弟愛と福音への共同の証しを増すように努力しながら、熱心な活動とともに真剣な祈りをささげなければならない。そこでわれわれは両教会の信者が共存しているあらゆる国、教区、小教区（パリシュ）における両教会の監督、聖職者、信徒に呼びかける。彼らが、この一致に向かっての仕事のために祈り、あらゆる可能な手段を用いてこの仕事を促進するようわれわれは願う。そのためには互いに協力してキリストへの忠実を深め、世界の前にキリストについて証しすることを求める。こうした協力と祈りによってのみ、過去の争いの記憶はいやされ、さまざまの歴史上の対立は克服されうるのである。

5. われわれがめざすのは、他のキリスト者たちを除外して両教会の一一致のみを求めるではなく、むしろ神の民全体の目に見える一致という神の意志を果たすことである。両教会の間で現在行われている対話においても、あるいは他のキリスト者相互の間や、われわれと他のキリスト者との間で行われている対話においても、そこで得られるものが同意であれ、困難であれ、それは我々に自らを無にして福音の真理にすべてをゆだねるようにと新たな挑戦を迫るものである。それ故

にすでにわれわれと共に全キリスト者の一致のために祈り、かつ働いている諸教会や諸団体に属する多くのキリスト者の仲間たちの臨席のもとに、今日この声明を発布することは、われわれにとって幸いである。

6. われわれは彼らと共に、神がすべての被造物において栄光を受けられるように、平和のために、人間の自由と人間の尊厳のために力を全くそうと思う。神を信じている人であれ、まだ神を探し求めている人であれ、善意をもつすべての人に、われわれは彼らと共に神の名によつて挨拶を送る。

7. この聖なる場所は、福音の宣教と群れの司牧に対する熱意に燃えた聖アウグスチヌスを英國の使徒として送ったグレゴリウス教皇のビジョンをわれわれに思い出させる。聖靈降臨の大祝日の前夜である今、われわれは再び良き牧者であるイエススに向かい祈る。助け主である真理のみ靈が永遠にわれわれといっしょにいるように、またその助け主をわれわれに与えることをおん父へ願うと約束して下さった（ヨハ14：16参照）イエススがわれわれを招いておられるところの完全な一致に向けて導いて下さるように。この同じ聖靈の力に信頼しつつ、われわれは堅固な信仰、新しい希望、絶えずいっそう深まりゆく愛をもつて一致のために働くことを改めて誓う。

聖公会一ローマ・カトリック教会[国際委員会]  
最 終 報 告

昭和59年4月22日発行

翻訳・編集者

聖公会一ローマ・カトリック教会日本委員会

発 行 者

日本聖公会 エキュメニズム委員会	日本カトリック エキュメニズム委員会
〒150 東京都渋谷区東1-4-21	〒102 東京都千代田区六番町10-1
日本聖公会管区事務所内	カトリック中央協議会内
電話 (03) 400-2314	電話 (03) 262-3691

発 行 所

オリエンス宗教研究所  
〒156 東京都世田谷区松原2-28-5

